



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県 子どもの貧困対策 推進計画 2020-2024



※本計画では、「子供の貧困対策に関する大綱」からの引用を除き、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（子ども）を用いています。特に意味を異にするものではありません。

県民の皆様へ

国の調査から、平成 27 年の「子どもの貧困率」は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困状況にあることが明らかになっています。

県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が連鎖することのないよう、平成 27 年 3 月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、関係団体、市町村や県民の皆様のご協力を得ながら、取組みを進めてまいりました。

しかし、今もなお、支援を必要としている子どもや家庭が数多くいることが指摘されており、様々な調査からも、子どもの貧困の状況は、依然として厳しいことがうかがえます。

貧困の問題は、子どもたちに負の影響をもたらします。

進学や就職といった将来の選択の幅が狭まるだけでなく、貧困の状況にある子どもは、衣食住が十分に確保されていなかったり、心の状態が不安定であることを示す調査結果もあります。

一方で、県の調査によると、県民の約 7 割が「子どもの貧困という言葉の意味を知っている」と回答しており、また、「子どもの現状をなんとかしたい」と考える民間団体や企業の活動も増えてくるなど、子どもを社会全体で支援する機運が高まりつつあります。

国レベルでも、官民一体となった取組みが続けられており、SDGs では、「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの貧困の割合を半減させる」という目標も掲げられています。

子どもの貧困の問題は、私たち一人ひとりが身近なこととして向き合い、県民総ぐるみで取り組むべき社会共通の課題です。このような視点で今回改定した本計画に基づき、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現に向けて、着実に対策を進めてまいります。

計画の改定にあたり、ご尽力をいただいた皆様に、改めて御礼を申し上げます。また、県民意見募集の機会等を通じて、貴重な御意見をいただきました県民の皆様に深く感謝申し上げます。今後とも、皆様の御理解とお力添えをお願いいたします。

令和 2 年 3 月

神奈川県知事 黒岩 祐治

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 法改正と新大綱の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 神奈川県子どもの貧困対策推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 神奈川の子どもをとりまく現状と課題

- 1 年少人口の減少と少子化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 神奈川の子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 子どものいる家庭をとりまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 4 子どもの貧困に係る県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 5 現状と課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第3章 子どもの貧困対策に関する施策の方向性

- 1 めざすすがたと基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 3 施策の体系とライフステージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

＜主要施策Ⅰ＞ 教育の支援

- 1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・・・・・34
- 3 高等学校などにおける修学継続などのための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 4 大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 5 特に支援を要する子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 6 教育費負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 7 地域における学習支援など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
- 8 その他の教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

＜主要施策Ⅱ＞ 生活の安定に資するための支援

- 1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 2 保護者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 3 子どもの生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 4 子どもの自立に向けた就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- 5 住宅に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 6 児童養護施設退所者などに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 7 支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

＜主要施策Ⅲ＞保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 1 職業生活の安定と向上のための支援・・・・・・・・・・68
- 2 ひとり親に対する就労支援・・・・・・・・・・69
- 3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援・・・・・・・・73

＜主要施策Ⅳ＞経済的支援

- 1 経済的支援・・・・・・・・・・75

＜主要施策Ⅴ＞社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

- 1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成・・・・・・・・・・80
- 2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化・・・・・・・・81

第5章 計画の推進と進捗管理

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・87
- 2 子どもの貧困に関する指標・・・・・・・・・・87

第6章 調査研究・・・・・・・・・・93

資料編

- 資料1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正法)(2019年9月7日施行)・・・・1
- 資料2 「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月29日閣議決定)・・・・5
- 資料3 令和元年度県民ニーズ調査【課題調査】(子どもの貧困対策について)・・・・7
- 資料4 県内市町村における子どもの貧困対策に関する計画の策定状況・・・・・・・・9

本 編

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」は極めて重要です。平成25年度（2013年度）国民生活基礎調査（厚生労働省）では、2012年の我が国の子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新したと発表され、2014年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

県においても、2015年3月に神奈川県子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）を策定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ってきましたが、子どもの現状に目を向けると、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状態にあるとされています（※）。そこで、2019年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、そして、子どもたちの笑いあふれるかながわとするため、計画を改定します。

※平成28年（2016年）国民生活基礎調査結果（厚生労働省）（子どもの貧困率13.9%）

2 法改正と新大綱の策定

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年（2013年）法律第64号。以下「法」という。）の施行から5年が経過し、2019年6月19日に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年（2019年）法律第41号）が公布され、同年9月7日に施行されました。

改正法では、目的（第1条）に、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であることや、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進していくことなどが、新たに加わりました。

目的（改正法第1条）

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」について

法では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（第8条1項）とされていることから、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」をまとめ、2014年8月29日に閣議決定しました。

子供の貧困対策に関する大綱では、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱にも続く施策の実施状況や対策の効果などを踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討するとされており、法改正の趣旨などを勘案し、有識者会議での議論などを経て、2019年11月29日に新大綱（以下「大綱」という。）の策定が行われました。

大綱に掲げる事項（法第8条2項）

- 1 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 2 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 3 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 4 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 5 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

大綱では、子どもの貧困に関する39の指標を設定しており、この指標の改善に向けた重点施策として、以下の4つを明示しています。

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

3 神奈川県子どもの貧困対策推進計画について

(1) 基本方針

計画では、神奈川の子どもをとりまく現状と課題を受け、改正法の規定や大綱で定める重点施策と同じく、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つを柱とし、これら4つの柱をつなぐ取組みとして、⑤社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり、を新たに計画に位置付けるとともに、具体的な施策を子どものライフステージを踏まえて体系化します。

また、県としての指標の設定を行い、これに基づき施策の実施状況や対策の効果などを検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を図っていきます。

(2) 計画の位置付け

法第9条の計画策定努力義務に係る県における子どもの貧困対策についての計画であり、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。

また、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、県が策定する「かながわ子どもみらいプラン」の関連計画として、整合性を図っています。

さらに、本計画のめざすすがたである「現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわ」は、将来を担う子どもたちが夢や希望を持って、大人になり、将来の神奈川を支えるという意味で、持続可能な神奈川の実現につながるものであり、SDGs（※）の理念とも方向性が一致しています。

SDGs の目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」の達成を視野に入れながら、子どもたちの笑顔のため、計画を推進していきます。

<SDGs（世界を変えるための 17 の目標）>



※SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成 27 年 9 月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030 年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17 の目標と 169 のターゲットから成ります。目標 1 ターゲット 1.2 では、「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。

(3) 対象地域

この計画は、神奈川県全域を対象とします。また、県の施策だけでなく、市町村の主な施策を視野に入れて取組みを構成します。（政令市・中核市を含む。）

(4) 計画期間

大綱が今後 5 年間（令和元年（2019 年）11 月から令和 6 年（2024 年）10 月）の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この計画については、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととします。

第2章 神奈川の子どもを取りまく現状と課題

1 年少人口の減少と少子化

神奈川の子どもの人口（0～17歳）は、減少傾向が続いており、2019年は約135万人で、県内人口の14.7%となっています。

合計特殊出生率は全国平均を下回り、また、男女共に晩婚化が進み、夫・妻の初婚年齢はともに30歳を超え、全国平均より高くなっています。

〔神奈川県〕 子どもの人口等・合計特殊出生率・夫と妻の初婚年齢の状況 （ ）は全国平均

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2019年 (平成31年)
県内人口	8,490千人	8,792千人	9,048千人	9,126千人	9,182千人
子どもの人口 [0～17歳] ＜対人口比＞	1,459千人 ＜17.2%＞	1,434千人 ＜16.3%＞	1,433千人 ＜15.8%＞	1,406千人 ＜15.4%＞	1,349千人 ＜14.7%＞
年少人口 [0～14歳] ＜対人口比＞	1,184千人 ＜14.0%＞	1,185千人 ＜13.5%＞	1,188千人 ＜13.2%＞	1,141千人 ＜12.6%＞	1,106千人 ＜12.2%＞
合計 特殊出生率	1.28 (1.36)	1.19 (1.26)	1.31 (1.39)	1.39 (1.45)	
夫の 初婚年齢	29.5歳 (28.8)	30.6歳 (29.8)	31.3歳 (30.5)	31.9歳 (31.1)	
妻の 初婚年齢	27.6歳 (27.0)	28.6歳 (28.0)	29.4歳 (28.8)	30.1歳 (29.4)	

（県内人口及び年少人口[0～14歳]のうち、国勢調査年次（2000年～2015年）は総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、平成31年は県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」（2019年1月1日現在）より作成。子どもの人口[0～17歳]は、県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成。合計特殊出生率及び夫と妻の初婚年齢は、厚生労働省「人口動態調査」（各年10月1日現在）より作成）

2 神奈川の子どもの状況

(1) 子どもの貧困率について

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る者の割合を「相対的貧困率」といいます。平成28年（2016年）国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、2015年の日本の子どもの相対的貧困率は13.9%です。およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしていることになります。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の2015年の相対的貧困率は、大人が2人以上の世帯が10.7%で、大人が1人の世帯は50.8%となり、2003年より継続して5割を超えています。

〔全国〕 貧困率の状況

	2003年 (平成15年)	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

（厚生労働省「平成28年（2016年）国民生活基礎調査」より作成）

※大人は18歳以上の者、子どもは17歳以下の者、現役世帯は世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

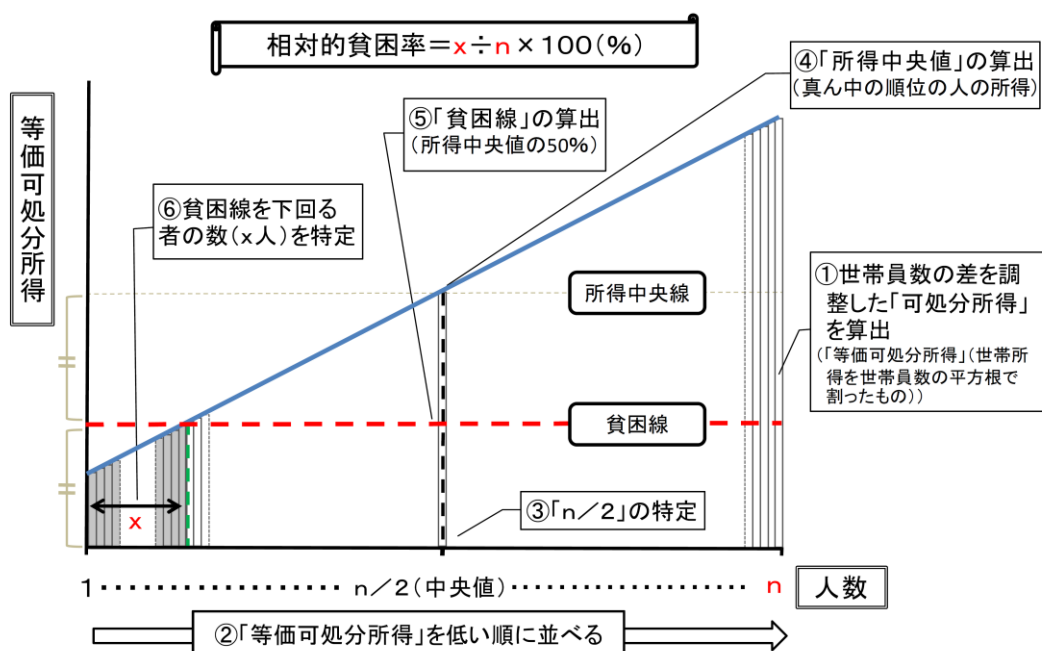
■ 子どもの貧困率について

【子どもの貧困率】

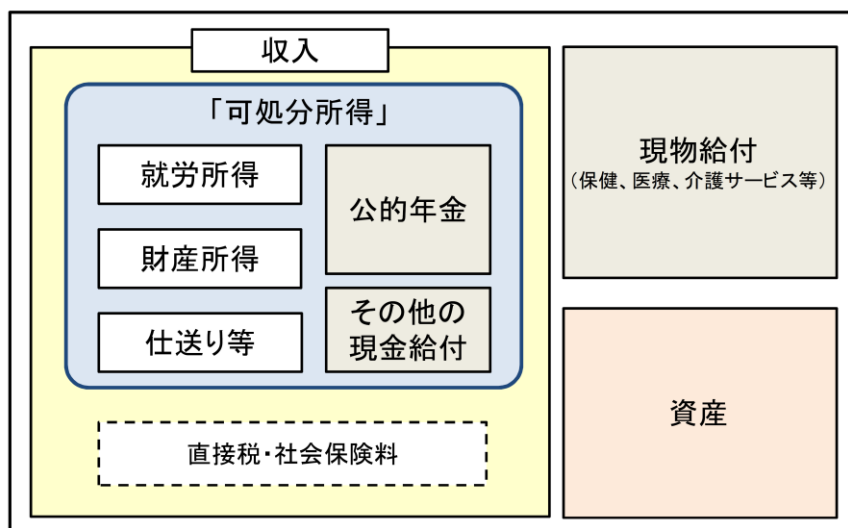
相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

$$= \frac{\text{国民生活基礎調査統計における 18 歳未満の者の総数}}{\text{相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数}}$$

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



＜参考＞子どもの支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」

2017 年6月に、子どもの支援や相談などに携わる者を対象に、子どもの貧困に関する意識調査を行いました。

「子どもの貧困に関する意識調査」の概要

実施期間：2017 年6月 19 日から7月 31 日まで

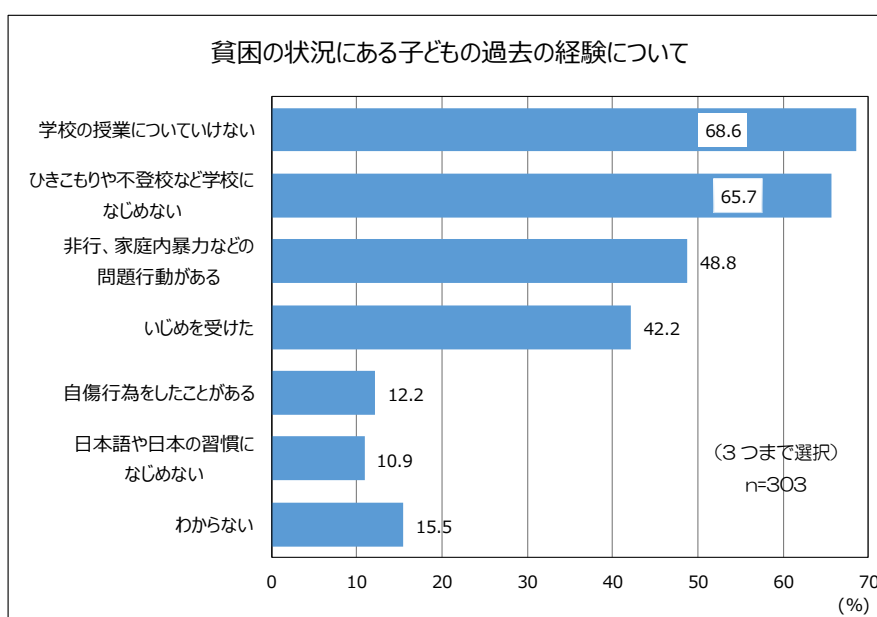
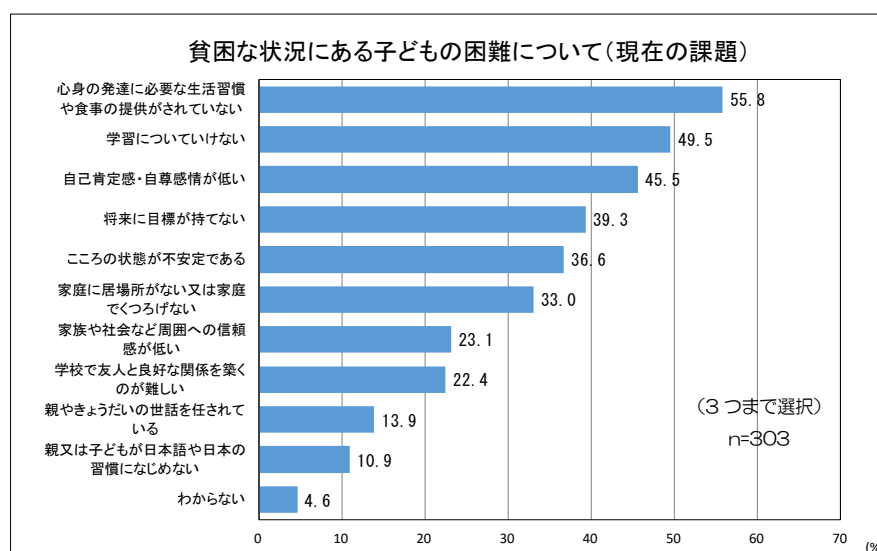
対 象 者：教育や福祉機関で子どもに係る支援や相談などに携わる者 約 2,000 名

調査方法：「e-かなネットアンケート」を利用し、インターネット上で回答

※対象者の所属する機関に対し調査の周知協力を依頼、回答は任意

回答件数：303 件

子どもの支援や相談などに携わる者が、貧困の状況にある子どもの現在の課題として感じていることは、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」が 55.8%となり、過去の経験として感じたことは、「学校の授業についていけない」（68.6%）、「ひきこもりや不登校など学校になじめない」（65.7%）がともに6割を超えていました。

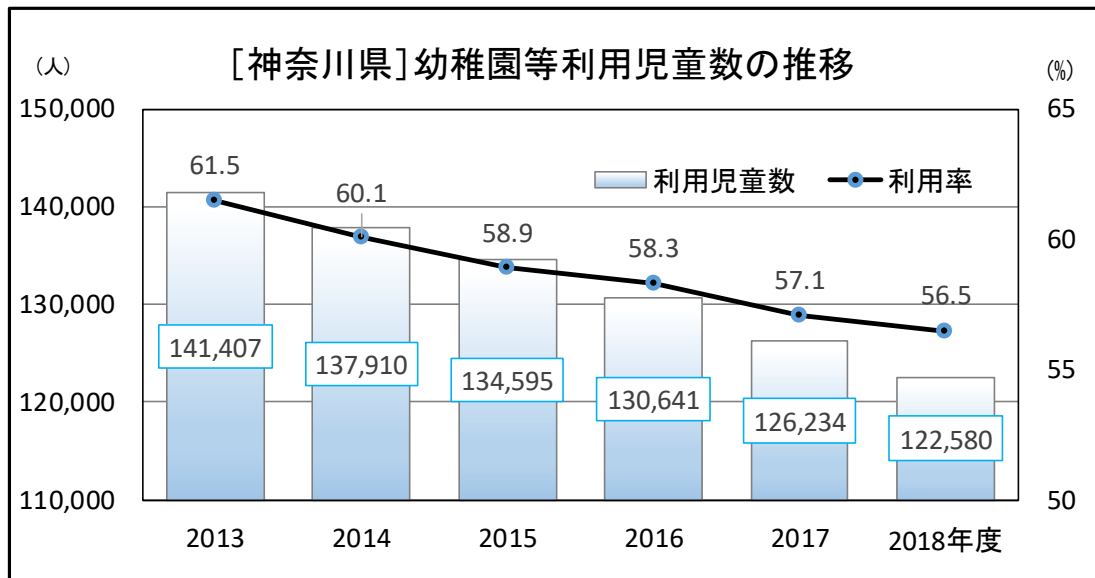


(2) 就学などに関する状況について

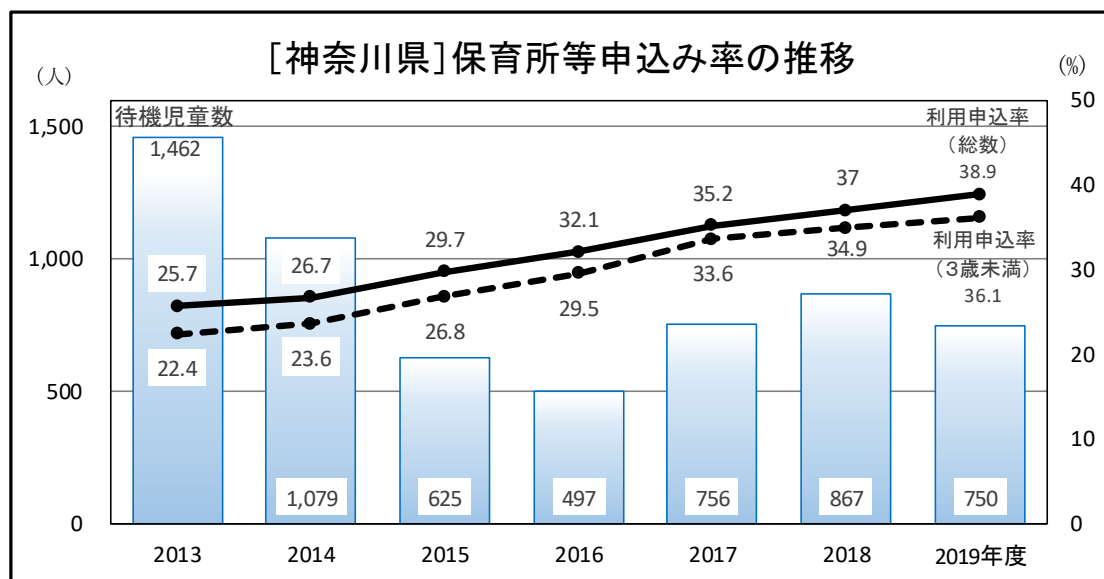
ア 幼稚園・保育所などに関する状況

県内の幼稚園などの利用児童数は減少傾向にあり、2018 年度では、122,580 人で、就学前児童数に占める利用率は 56.5%と、2013 年の 141,407 人（61.5%）と比較して、年々低下しています。

一方、保育所などの利用については、2019 年度に利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）が 38.9%となるなど、年々増加傾向にあります。



（県教育局「神奈川県学校基本調査」、県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成）
 ※各年 5 月 1 日現在。2015 年から幼保連携型認定こども園の 1 号認定の利用児童数を含む。
 ※利用率：利用児童数／就学前児童数



（県福祉子どもみらい局「次世代育成課調べ」より作成）
 ※利用申込率：利用申込者数／就学前児童数
 ※各年 4 月 1 日現在。2015 年から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業の利用児童数を含む。

イ 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における2018年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.1%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率（大学等及び専修学校等に進学した者の割合）は80.2%、就職率は8.5%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ37.4%、25.9%と低く、就職率は39.8%、66.7%と高い割合となっています。

〔神奈川県〕 中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（ ）内は全国の割合

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
中学校卒業 者総数	78,931名	79,314人	78,659人	77,611人	77,128
高等学校 等進学率	98.6% (98.4%)	98.9% (98.7%)	98.9% (98.8%)	99.1% (98.8%)	99.1% (98.8%)
就職率	0.2% (0.5%)	0.2% (0.3%)	0.2% (0.3%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	64,590名	65,311人	66,400人	66,239人	66,605人
大学等 進学率	82.1% (76.4%)	81.1% (76.4%)	80.5% (76.2%)	80.5% (76.1%)	80.2% (76.1%)
就職率	8.1% (17.5%)	8.5% (17.8%)	8.6% (17.9%)	8.4% (17.8%)	8.5% (17.6%)

（文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本調査」より作成）

※高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

〔神奈川県・全国〕 生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を卒業した子ども		高等学校等を卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (2018年4月1日現在)	神奈川県	95.2%	0.9%	37.4%	39.8%
	全国	93.7%	1.5%	36.0%	46.6%
児童養護施設等の子ども (2018年5月1日現在)	神奈川県	98.2%	1.8%	25.9%	66.7%
	全国	95.8%	2.4%	30.8%	62.5%

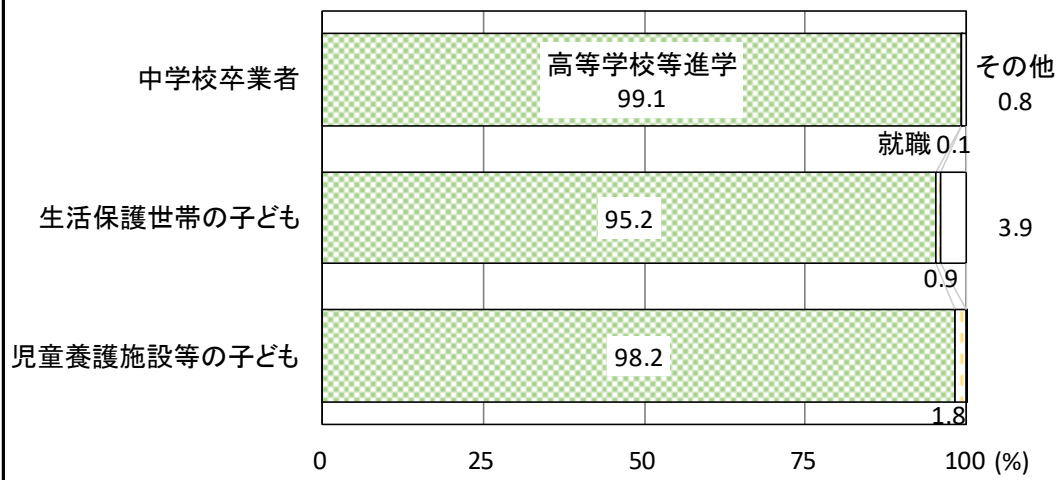
（生活保護世帯の子どもは厚生労働省「社会・援護局保護課調べ」、児童養護施設等の子どもは厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」及び厚生労働省「子ども家庭局家庭福祉課調べ」より作成）

※神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

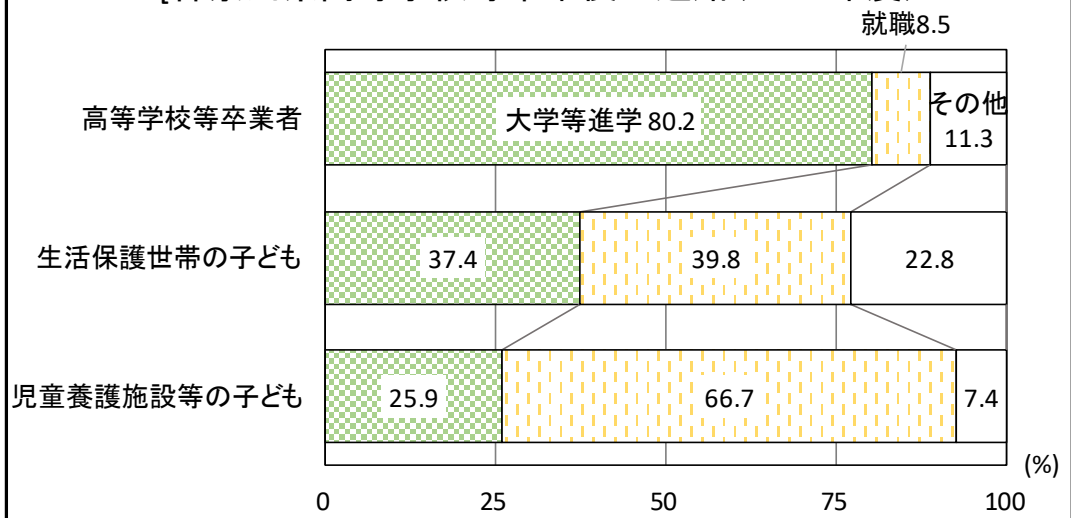
※高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

[神奈川県] 中学校卒業後の進路(2018年度)



[神奈川県] 高等学校等卒業後の進路(2018年度)



ウ 長期欠席児童・生徒数

神奈川の長期欠席児童・生徒数は年々増加しており、2018年度には小学校で6,825人、中学校で11,544人となっています。

主な理由については、小学校・中学校ともに、不登校が最も多く（小学校 3,781人、中学校 9,437人）次いで、病気（小学校 1,867人、中学校 1,655人）となっています。

〔神奈川県〕 理由別長期欠席児童・生徒数の推移 （ ）内は全国の人数

○小学校

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
理 由	病気	1,432人 (18,981人)	1,438人 (19,946人)	1,621人 (20,325人)	1,597人 (21,480人)	1,867人 (23,340人)
	経済的 理由	2人 (16人)	4人 (18人)	0人 (12人)	2人 (9人)	1人 (15人)
	不登校	2,467人 (25,864人)	2,350人 (27,583人)	2,802人 (30,448人)	3,255人 (35,032人)	3,781人 (44,841人)
	その他	933人 (13,001人)	1,408人 (15,544人)	1,057人 (16,308人)	953人 (15,997人)	1,176人 (15,837人)
合計		4,834人 (57,862人)	5,200人 (63,091人)	5,480人 (67,093人)	5,807人 (72,518人)	6,825人 (84,033人)

○中学校

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
理 由	病気	1,104人 (18,789人)	1,422人 (21,118人)	1,574人 (22,488人)	1,538人 (23,882人)	1,655人 (26,284人)
	経済的 理由	6人 (39人)	17人 (31人)	3人 (17人)	4人 (18人)	1人 (9人)
	不登校	7,273人 (96,786人)	6,943人 (98,408人)	8,071人 (103,235人)	8,983人 (108,999人)	9,437人 (119,687人)
	その他	498人 (11,236人)	921人 (12,250人)	685人 (13,460人)	393人 (11,623人)	451人 (10,026人)
合計		8,881人 (126,850人)	9,303人 (131,807人)	10,333人 (139,200人)	10,918人 (144,522人)	11,544人 (156,006人)

（2014年度は文部科学省「学校基本調査」及び県教育局「神奈川県学校基本調査」、2015年度は文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、2016年度以降は文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成）

(3) 支援を必要とする子どもの状況について

ア 生活保護世帯における子どもの数

神奈川の生活保護を受給している実人数は、2015 年度から減少傾向にあり、その世帯の子ども（0～17 歳）についても、2017 年度は 18,123 人で、同様の傾向になっています。

〔神奈川県〕 被保護実人員の状況

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)
保 護 率	神奈川県	1.73%	1.74%	1.72%	1.71%
	全国	1.70%	1.71%	1.69%	1.68%
実人数(県)		155,555 人	156,074 人	155,179 人	154,786 人
年 齢 別	0 ～ 5 歳	4,161 人	4,069 人	3,656 人	3,430 人
	6 ～11 歳	7,438 人	7,082 人	6,663 人	6,194 人
	12～14 歳	4,734 人	4,647 人	4,465 人	4,148 人
	15～17 歳	4,967 人	4,783 人	4,481 人	4,351 人
	合 計	21,300 人	20,581 人	19,265 人	18,123 人

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

※保護率は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計(概算値)」で除した割合(年度末の割合)。

※実人数(県)は、各年度は 7 月 31 日現在の人数。

生活保護世帯における母子世帯の数は、減少傾向にあります。母子世帯の就労率は高く、5割以上が就労しています。

〔神奈川県〕 生活保護世帯である母子世帯の状況

	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年度)
生活保護世帯である 母子世帯数	9,074 世帯	8,848 世帯	8,372 世帯	7,788 世帯
うち、就労世帯数 (就労率)	5,020 世帯 (55.3%)	4,983 世帯 (56.3%)	4,761 世帯 (56.9%)	4,367 世帯 (56.1%)

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

イ 児童相談所における児童虐待相談対応件数

児童相談所が相談を受けて対応した児童虐待の件数は年々増加し続けており、2018年度は、17,272 件です。

児童虐待は、主に「身体的虐待」、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」に分類され、近年の傾向として、子どもの面前での配偶者間暴力（DV）による「心理的虐待」を理由とした警察からの通告による相談が年々増加しており、2017 年度からは、5割を超えています。

子どもの安全を図る必要がある場合や保護者による適切な養護が受けられない場合は、子どもを児童養護施設などへ入所措置する場合があります。

〔神奈川県〕 児童虐待相談対応件数の推移（内容別）

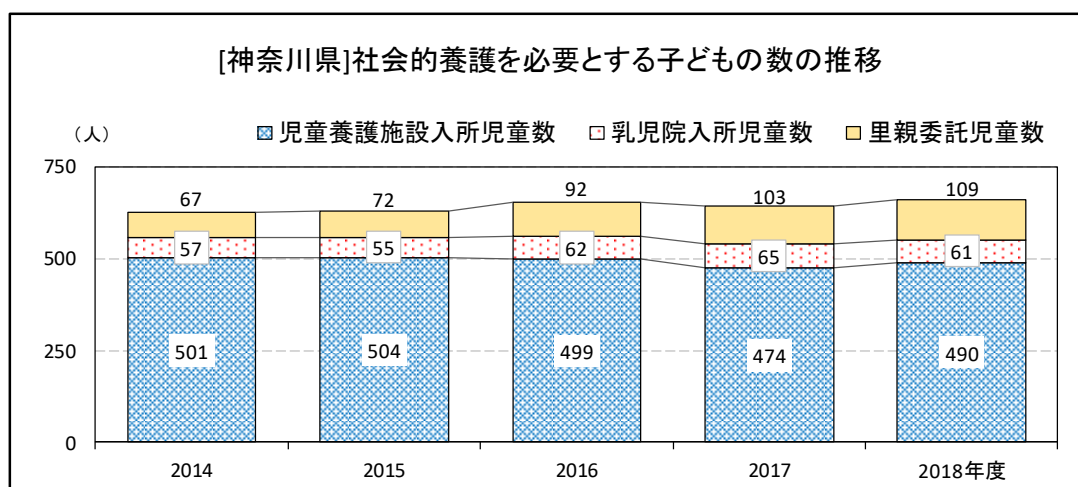
	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
身体的虐待	2,774 件 (27.2%)	2,916 件 (25.1%)	3,018 件 (24.7%)	3,293 件 (23.6%)	3,697 件 (21.4%)
保護の怠慢 ないし拒否	2,436 件 (23.9%)	3,077 件 (26.5%)	3,099 件 (25.4%)	3,165 件 (22.7%)	3,420 件 (19.8%)
心理的虐待	4,833 件 (47.4%)	5,455 件 (47.0%)	5,923 件 (48.6%)	7,334 件 (52.7%)	9,948 件 (57.6%)
性的虐待	147 件 (1.4%)	147 件 (1.3%)	154 件 (1.3%)	136 件 (0.98%)	207 件 (1.2%)
合計	10,190 件 (100%)	11,595 件 (100%)	12,194 件 (100%)	13,928 件 (100%)	17,272 件 (100%)

（県福祉子どもみらい局「子ども家庭課調べ」より作成）

※児童虐待相談対応件数には、政令市・中核市分を含む。

ウ 社会的養護を必要とする子どもの数

社会的養護を必要とする子どもの数は、650 人前後とほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親委託（里親・ファミリーホームで養育される子どもの数）は、増加傾向にあります。

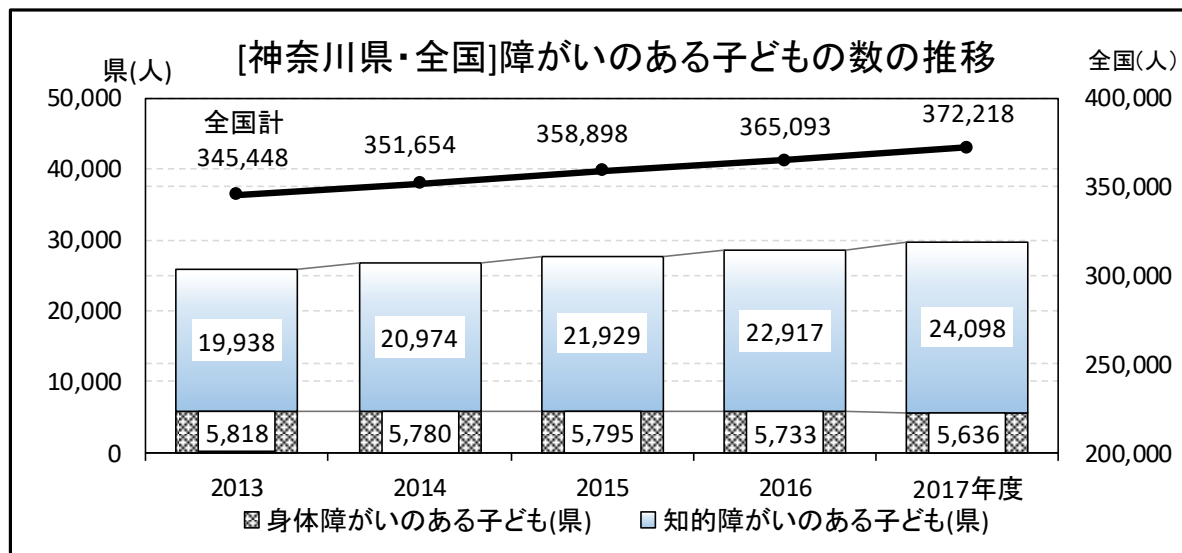


（県福祉子どもみらい局「子ども家庭課調べ」より作成）

※各年度末現在。政令・中核市は含まない。

～様々な状況にある子どもたち～

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもや、在留外国人（中長期在留者及び特別永住者）の子どもなど、支援を必要とする子どもの数は、増加傾向にあります。



（厚生労働省「福祉行政報告例」より作成）

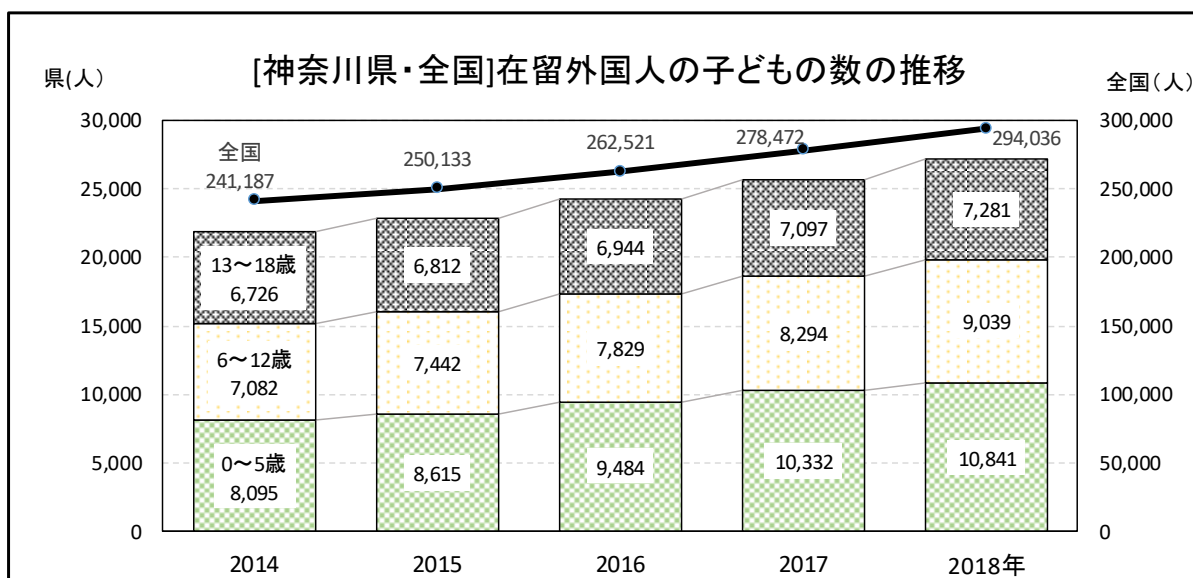
※各年度末現在

※身体障がいのある子ども：身体障害者手帳交付台帳登載数（18歳未満）

知的障がいのある子ども：療育手帳交付台帳登載数（18歳未満）

精神障がいのある子どもについては、年齢等に関するデータが不足しているため記載していない。

※全国（計）：身体障がいと知的障がいのある子どもの合計



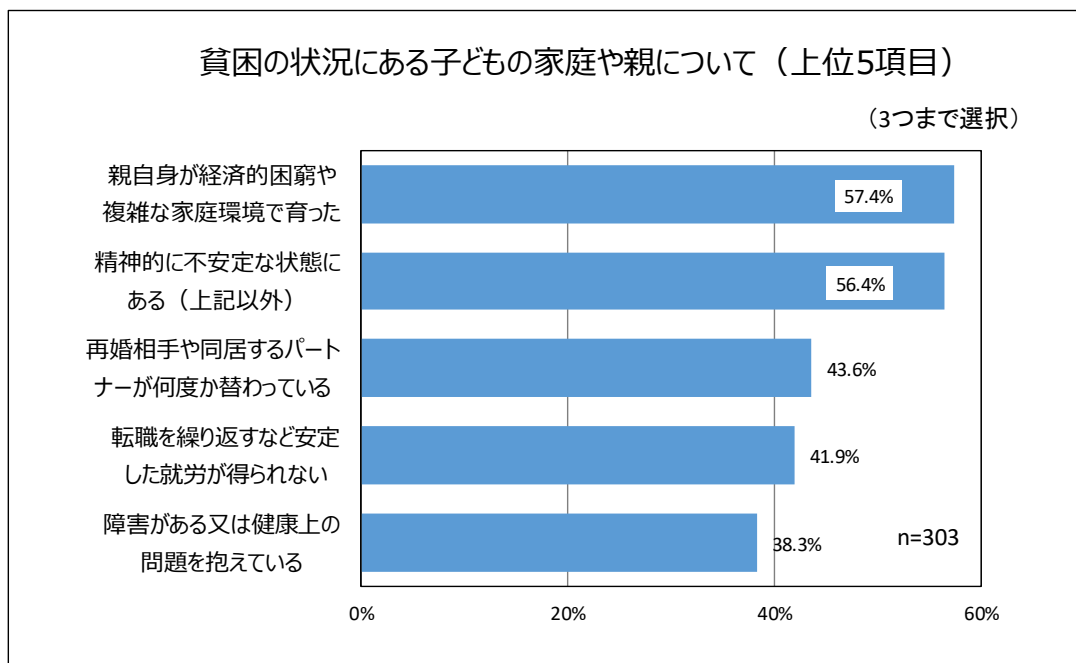
（法務省「在留外国人統計」より作成）

※各年6月末現在の人数

3 子どものいる家庭をとりまく状況

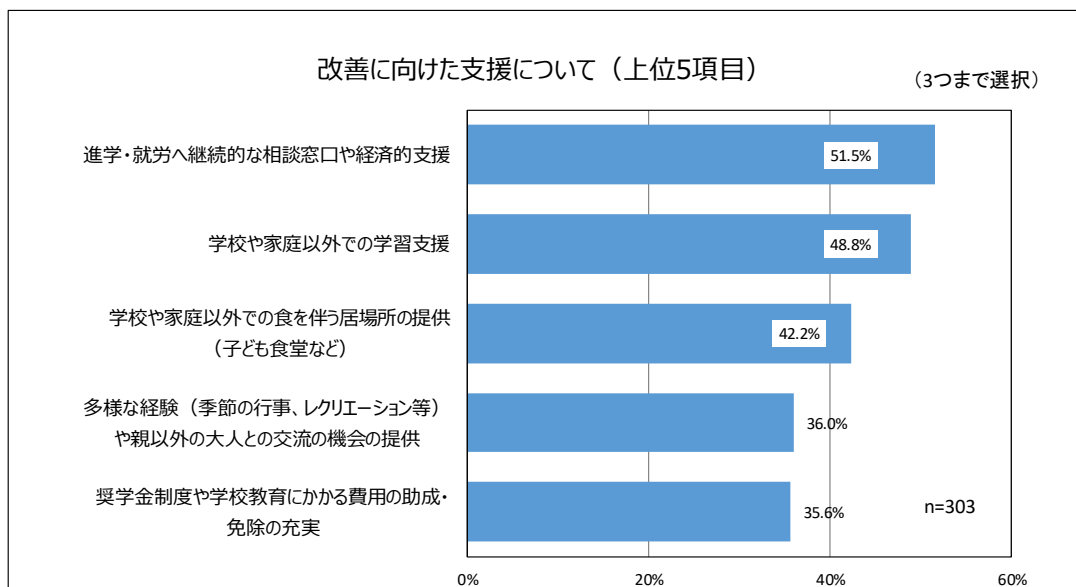
(1) 貧困の状況にある子どもの家庭の状況

子どもの支援や相談などに携わる者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」（6ページ参照）からは、貧困の状況にある子どもの家庭は、親の育成歴や不安定な状況など、様々な困難を抱えていることが伺えます。



（「子どもの貧困に関する意識調査」より一部抜粋）

また、貧困の状況にある子どもの現状を改善するためには、「進学・就労へ継続的な相談窓口や経済的支援」（51.5%）のほか、「学校や家庭以外での学習支援」（48.8%）など居場所の提供を望む意見が多く見られました。



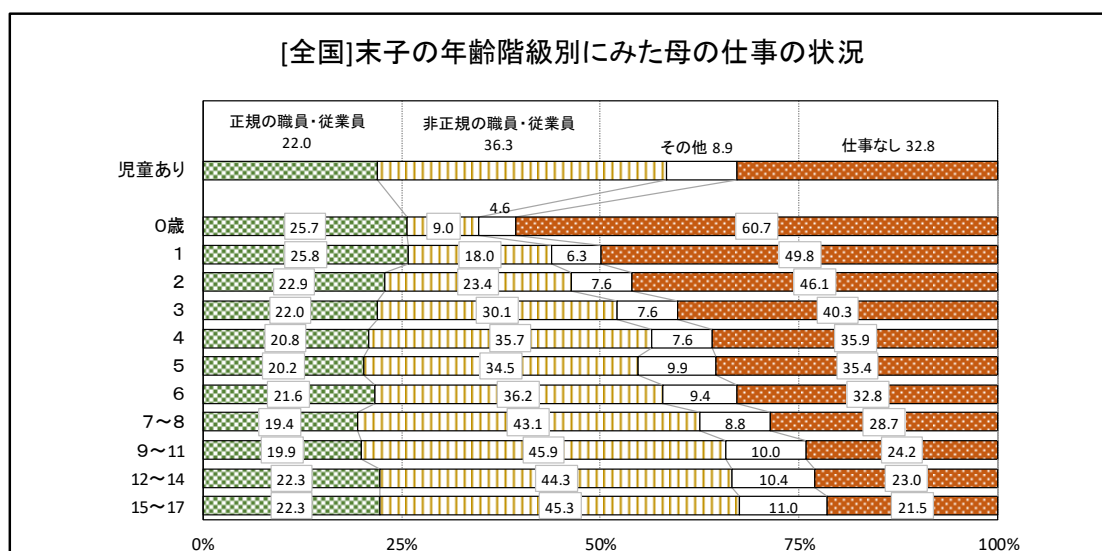
（「子どもの貧困に関する意識調査」より一部抜粋）

(2) 子どものいる世帯の状況

ア 児童のいる世帯における母の仕事の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（22.0%）、「非正規の職員・従業員」（36.3%）、「その他」※（8.9%）を合わせた仕事がある者は、67.2%となっています。

また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。



（厚生労働省「平成 28 年（2016 年）国民生活基礎調査」より作成）

※「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。熊本県を除いたものである。

[全国] 雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差

	男性			女性		
	正社員・正職員 〈月額・千円〉	正社員・正職員以外 〈月額・千円〉		正社員・正職員 〈月額・千円〉	正社員・正職員以外 〈月額・千円〉	
20～24 歳	215.2	188.5	(88)	210.9	(98)	176.9 (82)
25～29 歳	251.9	206.3	(82)	236.3	(94)	191.3 (76)
30～34 歳	295.4	220.2	(75)	254.8	(86)	192.3 (65)
35～39 歳	332.2	229.3	(69)	268.6	(81)	192.6 (58)
40～44 歳	366.6	230.7	(63)	283.4	(77)	191.5 (52)
45～49 歳	405.2	234.4	(58)	293.4	(72)	192.4 (47)
50～54 歳	439.9	237.2	(54)	300.3	(68)	187.3 (43)
55～59 歳	437.2	239.8	(55)	300.0	(69)	184.1 (42)
60～64 歳	336.5	258.8	(77)	261.1	(78)	186.9 (56)
65～69 歳	296.1	220.9	(75)	246.1	(83)	176.0 (59)
年齢計	351.1	232.5	(66)	265.3	(76)	187.9 (54)
平均年齢	42.7 歳	50.8 歳		40.1 歳		46.0 歳
勤続年数	14.2 年	10.0 年		10.4 年		7.5 年

（厚生労働省「平成 30 年（2018 年）賃金構造基本統計調査」より作成）

※（ ）内は、男性正社員・正職員を 100 とした場合の数値。

イ 児童のいる世帯と母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得など

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は646.7万円ですが、母子世帯はその約3割(213.9万円)です。また、学習費は、世帯の年間収入の多寡に比例している傾向があります。

[全国] 平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況

		稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
全世帯		403.3 万円	有 (平均)	80.3% 1031.5 万円	有 (平均)	29.3% 430.1 万円
			無	14.9%	無	62.3%
	児童のいる 世帯	646.7 万円	有 (平均)	82.0% 679.9 万円	有 (平均)	53.5% 947.6 万円
			無	14.6%	無	41.5%
	母子 世帯	213.9 万円	有 (平均)	59.6% 327.3 万円	有 (平均)	28.1% 184.1 万円
			無	37.6%	無	64.8%

(厚生労働省「平成28年(2016年)国民生活基礎調査の概況」より作成)

※不詳は表示していないため、合計が100%にならない。

※「児童」とは、18歳未満の未婚の者。

※「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯。

※稼働所得は2015年1月1日から12月31日までの1年間の所得、貯蓄・借入金とは、2016年6月末日の現在高及び残高。

※熊本県を除いたものである。

[全国] 平均年収別の学習費支出の状況

		平均年収			
		400 万円未満	400 万円～ 599 万円	600 万円～ 799 万円	800 万円以上
公立幼稚園	構成比	24.6%	39.2%	25.2%	11.0%
	平均額	200 千円	215 千円	247 千円	280 千円以上
公立小学校	構成比	15.8%	29.5%	26.5%	28.3%
	平均額	233 千円	266 千円	313 千円	371 千円以上
公立中学校	構成比	15.4%	24.8%	26.3%	33.6%
	平均額	393 千円	434 千円	489 千円	512 千円以上
公立高等学校	構成比	19.2%	25.6%	26.6%	28.6%
	平均額	350 千円	396 千円	464 千円	524 千円以上

(文部科学省「平成28年度(2016年度)子供の学習費調査」より作成)

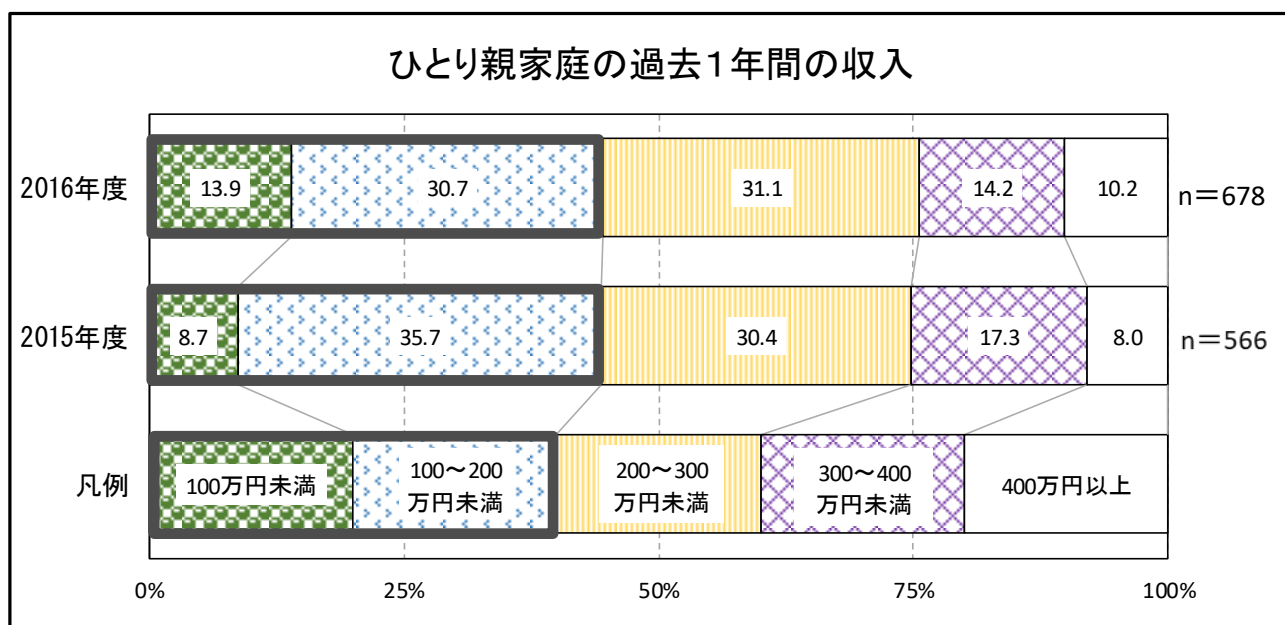
＜参考＞神奈川県ひとり親家庭アンケート結果より

県では、2015年度、2016年度に、生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の現状やニーズを把握するため、主にひとり親家庭に支給している「児童扶養手当」の受給者を対象としたアンケート調査を実施しました。

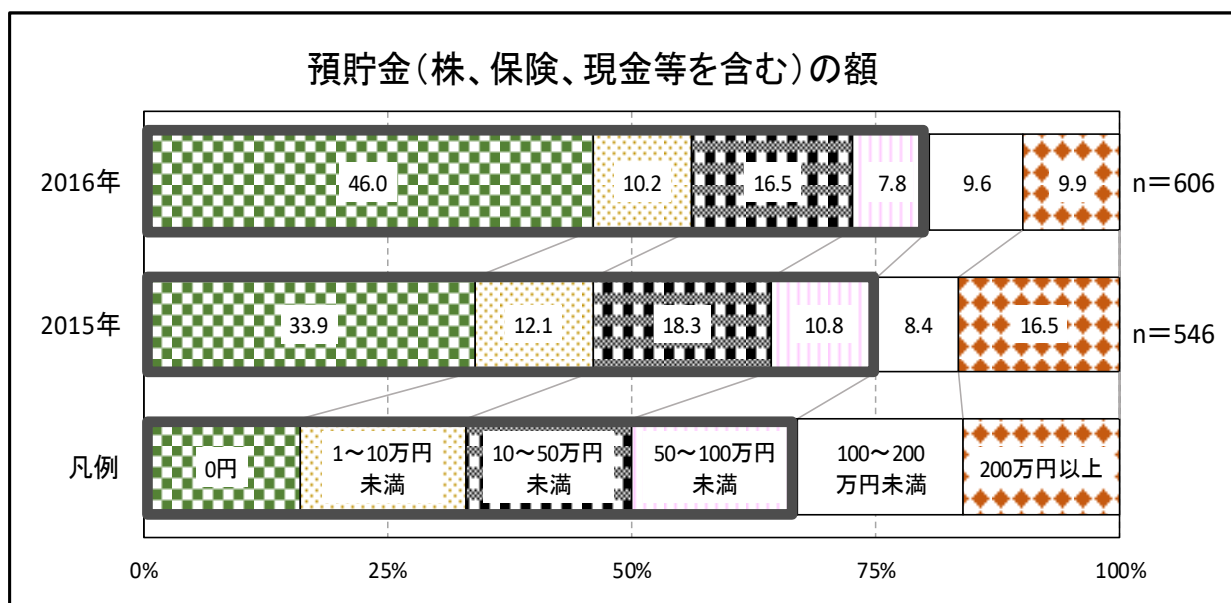
（調査の概要）

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）
実施期間	2015年8月3日～8月31日	2016年8月1日～8月31日
対象者	県内の児童扶養手当受給資格者 （2015年3月末現在61,990人）	県内の児童扶養手当受給資格者 （2016年3月末現在61,740人）
回答方法	スマートフォンまたはパソコンなど によりインターネットからアンケート 記入サイトなどにて回答	同左
有効回答数	651件	840件

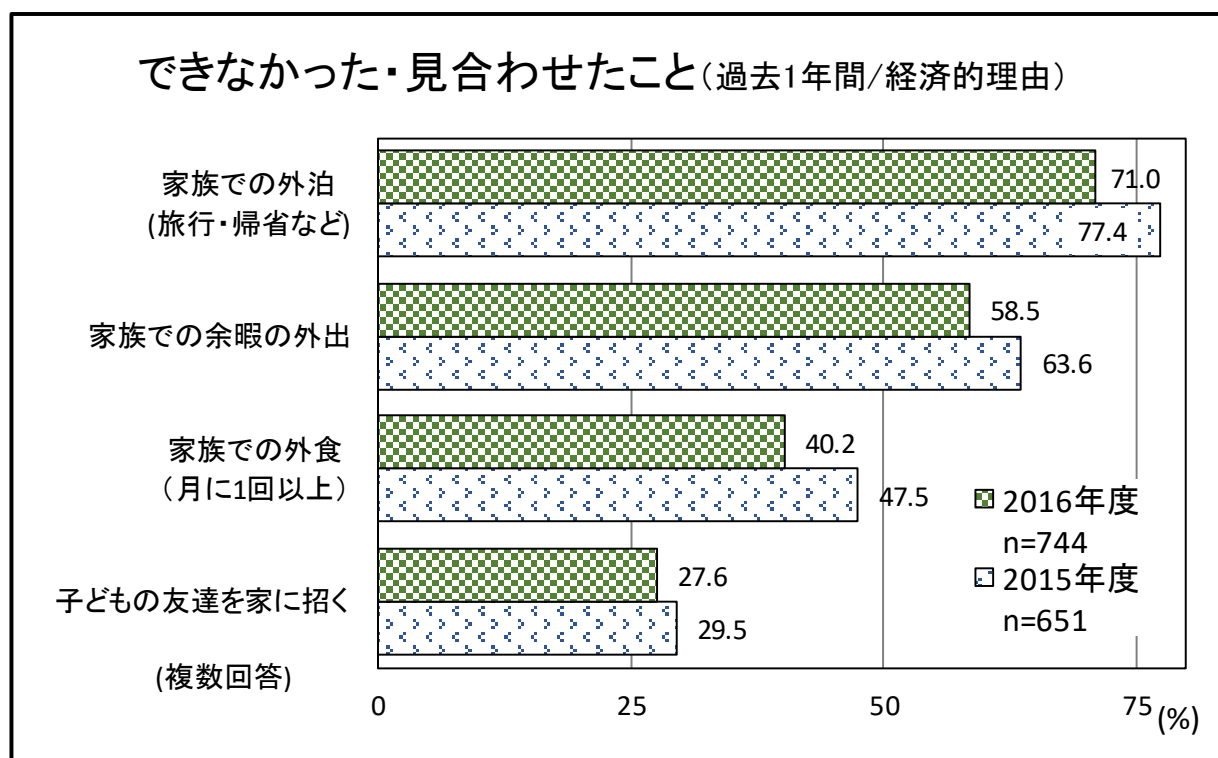
ひとり親家庭の過去1年間の家族全体の収入が200万円未満は、2015年が44.4%、2016年は44.6%と4割を超えました。



預貯金（株、保険、現金等を含む。）の額については、2016年では預貯金が無い（「0円」）が、46.0%となり、100万円未満の者を合わせると8割を占めています。



過去1年間に経済的理由のために「できなかったことや見合わせたこと」について尋ねたところ、「家族での外泊（旅行・帰省など）」や「家族での余暇の外出」が、ともに5割を大きく上回っています。



ウ ひとり親世帯数

2015 年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は 44,040 世帯で、一般世帯数 3,965,190 世帯の 1.1%となっており、2010 年調査に比べ 372 世帯（0.8%）減少しています。また、父子世帯数は 5,680 世帯で、一般世帯数の 0.1%となっており、2010 年調査と比べ 867 世帯（13.2%）減少しています。

[神奈川県] 母子世帯と父子世帯の状況

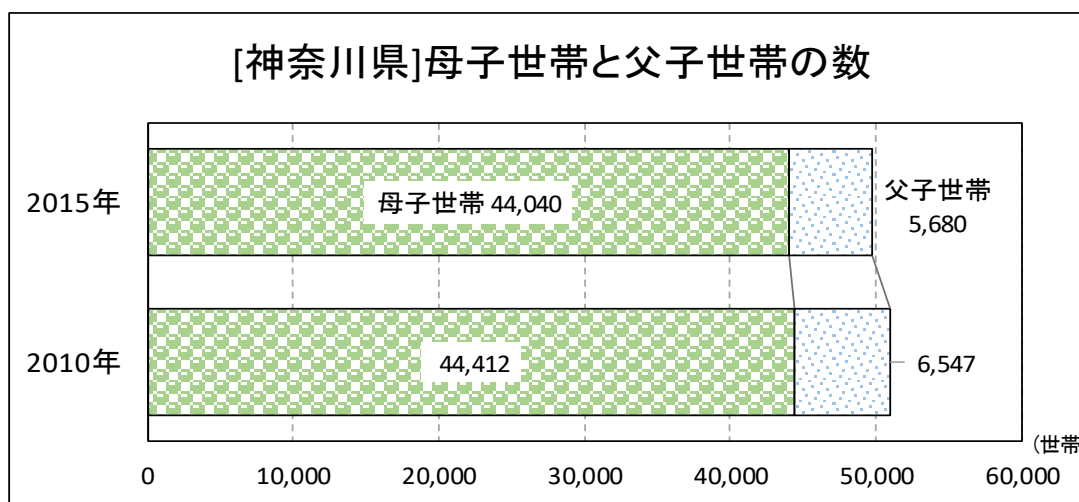
区 分		2010 年 (平成 22 年) (A)	2015 年 (平成 27 年) (B)	増減 (B-A)/A*100
一般世帯		3,830,111	3,965,190	3.5%
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	44,412 (1.2%)	44,040 (1.1%)	△0.8%
	配偶関係	未婚	7,512	46.9%
		死別	3,497	△7.9%
		離別	33,031	△7.0%
父子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	6,547 (0.2%)	5,680 (0.1%)	△13.2%
	配偶関係	未婚	338	4.3%
		死別	1,372	2.5%
		離別	3,970	△18.7%

（総務省「平成 27 年（2015 年）国勢調査世帯構造等基本集計」より作成）

※「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯。

※「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯。

※「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯。



エ ひとり親世帯数の将来推計

国の人口推計によると、ひとり親と子から成る世帯（子どもが 20 歳以上の世帯を含む。）の今後の増加率は、神奈川は東京に次いで 2 番目に高く、2015 年からの 10 年間で約 13% 増加すると予想されています。

都道府県別 ひとり親と子から成る世帯の推計

都道府県	世帯数（1,000 世帯）			増加率(%) (B-A)/A*100
	2015 年 (A)	2020 年	2025 年 (B)	2015 年→ 2025 年
全 国	4,770	5,020	5,137	7.7
北海道	228	234	234	2.6
青森県	58	58	57	△ 1.7
岩手県	49	50	50	2.0
宮城県	84	88	90	7.1
秋田県	39	39	38	△ 2.6
山形県	36	37	37	2.8
福島県	71	73	73	2.8
茨城県	103	107	109	5.8
栃木県	70	73	74	5.7
群馬県	72	75	76	5.6
埼玉県	268	289	302	12.7
千葉県	224	240	250	11.6
東京都	506	549	580	14.6
神奈川県	330	357	373	13.0
新潟県	79	82	82	3.8
富山県	35	37	37	5.7
石川県	38	40	41	7.9
福井県	24	25	25	4.2
山梨県	31	32	32	3.2
長野県	71	74	75	5.6
岐阜県	64	67	68	6.3
静岡県	129	136	138	7.0
愛知県	248	267	279	12.5
三重県	60	62	63	5.0
滋賀県	43	46	48	11.6
京都府	101	106	108	6.9
大阪府	381	401	408	7.1
兵庫県	211	221	225	6.6
奈良県	51	52	52	2.0
和歌山県	40	40	39	△ 2.5
鳥取県	22	23	23	4.5
島根県	24	24	24	0.0
岡山県	67	70	72	7.5
広島県	105	110	112	6.7
山口県	56	57	56	0.0
徳島県	28	29	28	0.0
香川県	36	37	37	2.8
愛媛県	57	58	57	0.0
高知県	34	34	33	△ 2.9
福岡県	210	222	228	8.6
佐賀県	31	32	32	3.2
長崎県	57	58	57	0.0
熊本県	69	71	72	4.3
大分県	44	45	45	2.3
宮崎県	46	47	47	2.2
鹿児島県	69	70	69	0.0
沖縄県	71	77	80	12.7

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019 年 4 月推計」より作成）

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※この表の「ひとり親世帯」には、子どもが 20 歳以上の世帯を含む。

4 子どもの貧困に係る県民の意識

2019 年7月から8月まで、子どもの貧困に係る県民の意識を把握するため、県民ニーズ調査の課題調査を行いました。

(2019 年県民ニーズ調査の概要)

実施期間：2019 年7月 19 日から8月 13 日まで

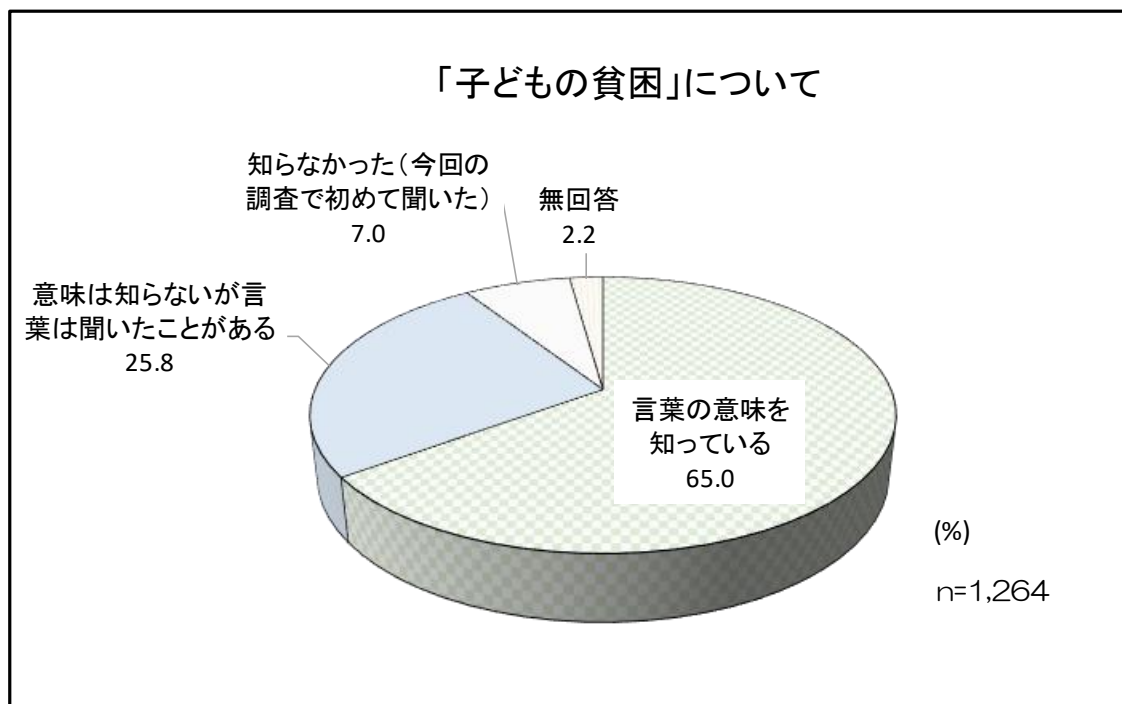
対象者：県内人口をもとに地域ごとに人数を決め、各市町村の住民基本台帳から、3,000 人を無作為抽出して、対象者を決定

調査方法：郵送による回答、またはインターネット上で回答

回答件数：1,264 件（「子どもの貧困対策」問 47～問 53）

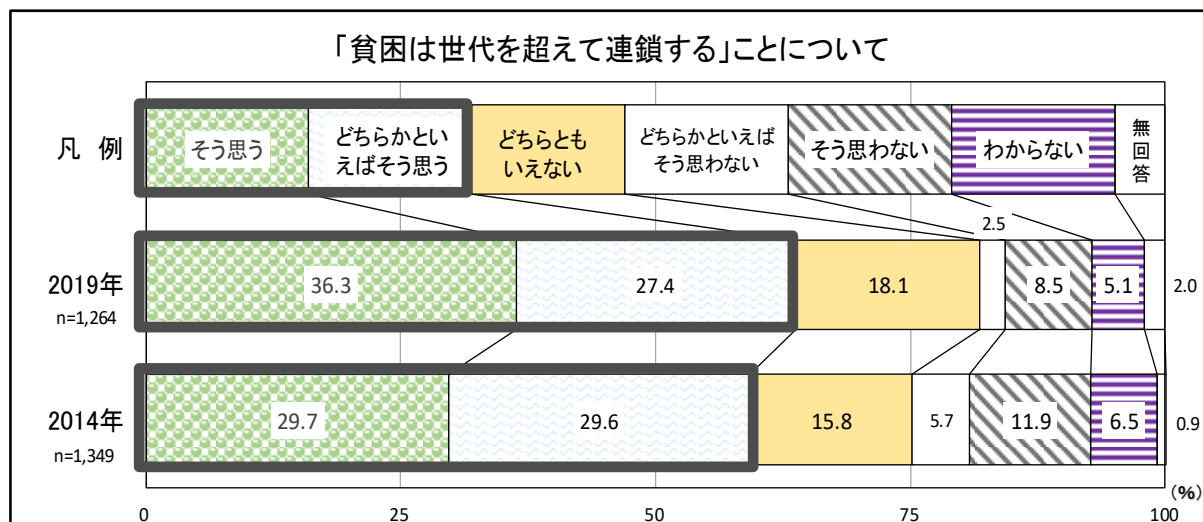
(1) 子どもの貧困に対する認識

調査によると、「子どもの貧困」について「言葉の意味を知っている」と答えた者は 65.0%、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」は 25.8%となり、「子どもの貧困」という言葉を知らない者は 1 割に満たない結果となりました。

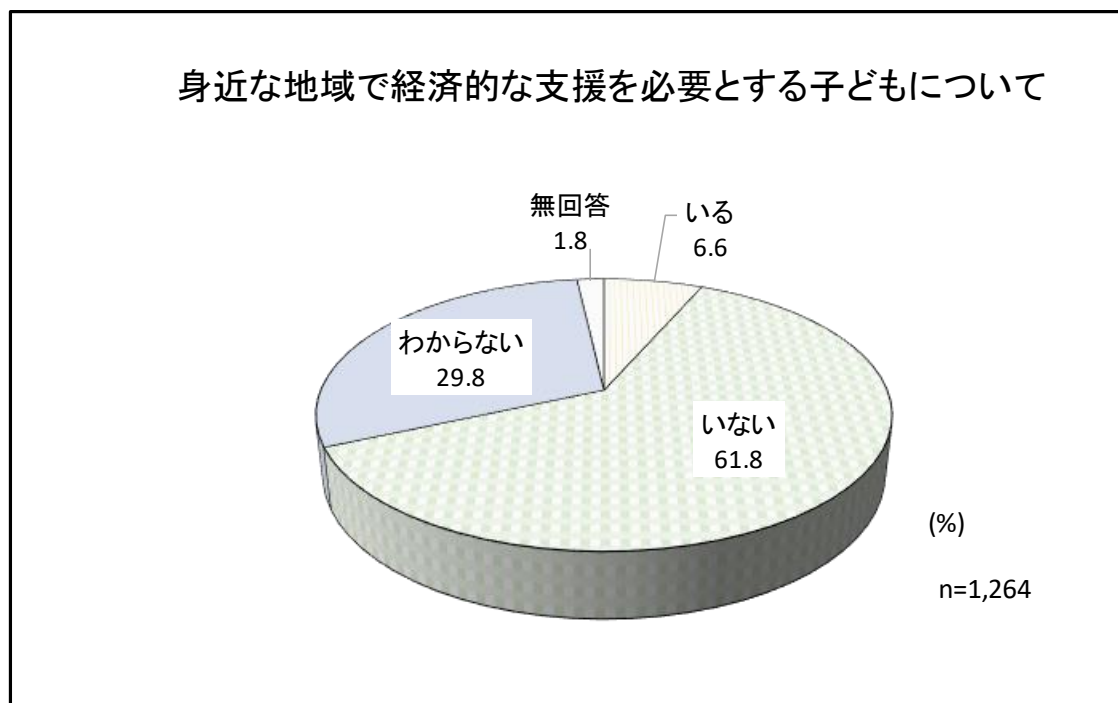


貧困が世代を超えて連鎖することについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」は63.7%で、2014年の59.3%（※）より増加しています。

※2014年にも県民ニーズ調査として、子どもの貧困に係る調査を実施。

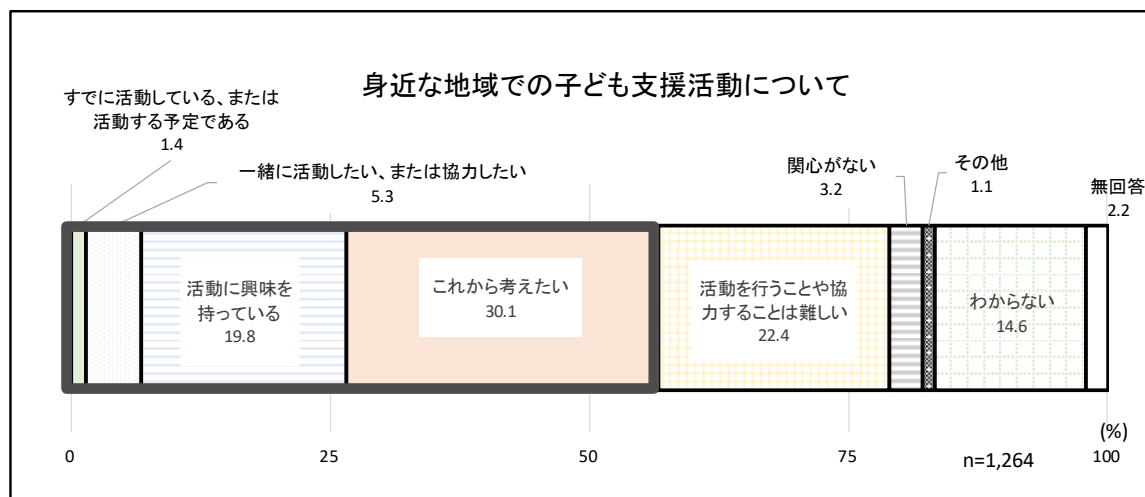


しかし、身近な地域に「経済的な支援を必要とする子ども」が「いる」と答えた者は 6.6%とわずかでした。



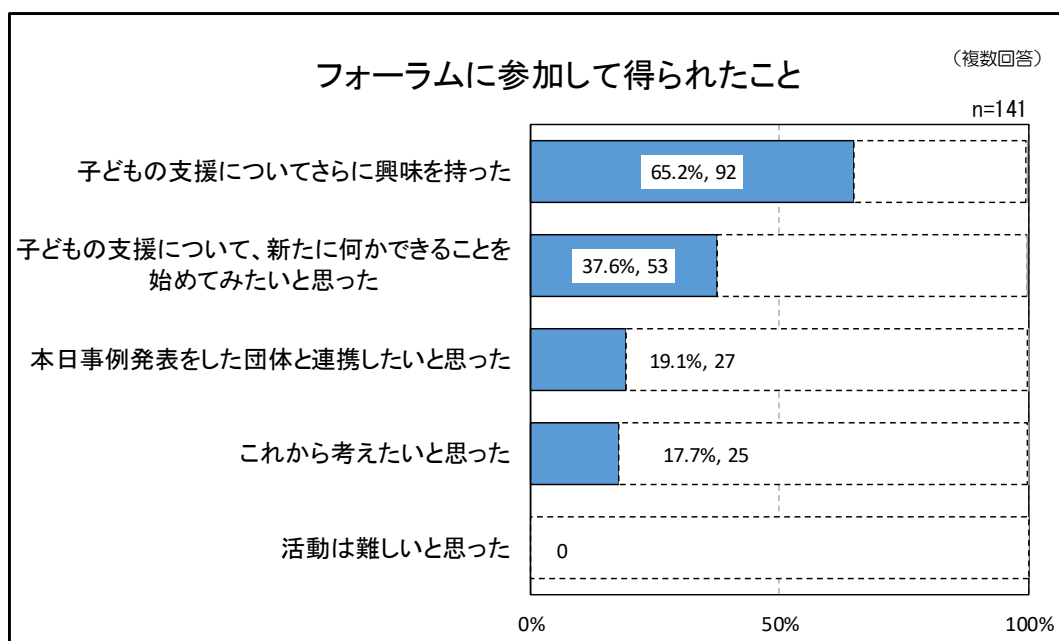
(2) 身近な地域での子ども支援の拡がり

2019 年県民ニーズ調査によると、子ども支援活動について、「一緒に活動したい、または協力したい」（5.3％）、「活動に興味を持っている」（19.8％）、「これから考えたい」（30.1％）など、肯定的に考える者は5割を超えています。



子どもの貧困の理解を深める県主催の「子ども支援フォーラム」の参加者アンケートでは、「子どもの支援についてさらに興味を持った」と答えた者は6割を超えています。

また、「子どもの支援について、新たに何かできることを始めてみたい」と答えた者についても4割近くおり、子どもの支援活動に興味・関心を持つだけでなく、実際に始めてみたいと思う者も一定数以上いることが分かります。



（県福祉子どもみらい局「令和元年度子ども支援フォーラムアンケート結果」より作成）

コラム ～地域の子どもの居場所の拡がり～

「子ども食堂」の全国的な広がりを受け、2019年（令和元年）6月に、NPO法人全国こども食堂支援センター「むすびえ」が、こども食堂の数や小学校区に対する充足率を発表しました。

同法人のプレスリリース資料によると、神奈川のこども食堂の数は、東京都（488 箇所）、大阪府（336 箇所）に次いで、全国で3番目の 253 箇所とされており、小学校区に対する充足率は 28.5% で、全国で8番目です。また、2018年に比べ、こども食堂の数は 84 箇所増加しています。

1 都3県	こども食堂数		増加数	増加率 (%)	充足率 (%)	充足率順位	充足率増加 (ポイント)
	2019 年	2018 年					
東京都	488	335	153	45.7	36.6	3	11.4
神奈川県	253	169	84	49.7	28.5	8	9.5
埼玉県	173	83	90	108.4	21.2	12	11.0
千葉県	99	62	37	59.7	12.3	27	4.6

（NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえ「プレスリリース資料」より作成）

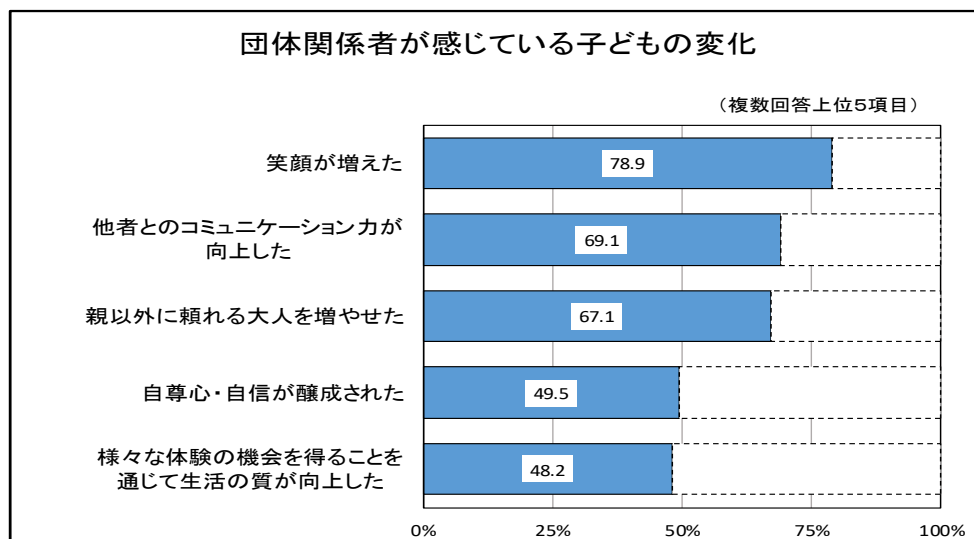
【子ども食堂】

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」と言います。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

〔平成 30 年 6 月 28 日付 厚生労働省子ども家庭局長、同省社会援護局長、同局障害保健福祉部長、同省老健局長通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」より〕

また、2018 年度に内閣府が実施した調査によると、子供の貧困に関する支援活動を行った結果、多くの支援者が「笑顔が増えた」、「他者とのコミュニケーションが向上した」と子どもの変化を感じており、子どもの居場所が子どもにより影響をもたらしていることが示唆されます。



（内閣府「平成 30 年度（2018 年度）子供の貧困に関する支援活動を行う団体に関する調査報告書」より作成）

5 現状と課題のまとめ

県では計画策定後、計画で定めた主要施策に基づき施策を展開してきており、一部、制度の利用率が低いなど、事業実施上の課題があるものの、大部分の施策は順調に実施されてきました。

しかし、子どもをとりまく現状は依然として厳しい状況です。

【子どもをとりまく現状 まとめ】

- 生活保護世帯の子どもや児童養護施設などに入所する子どもたちは、その生まれ育った環境によって将来の選択肢が限定されている傾向が見受けられます。（P8～9 参照）
- ひとり親世帯の相対的貧困率は 50%を超えており、親が就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。（P4、16 参照）
- ひとり親世帯の中でも特に母子世帯は、育児などの都合から就労が不安定な状況や、女性の平均的な収入が同年代の男性の収入を下回っているなど、就労面や経済面において、困難な状況に直面しています。（P15 参照）
- 一方、子どもと大人2人以上の現役世帯に目を向けると、相対的貧困率が 10%程度で推移しており、改善が進んでいないことが分かります。（P4 参照）
- また、生活保護世帯やひとり親家庭は、生活保護や児童扶養手当などの支給を通じて、行政とつながっているため把握しやすいが、それ以外の個別の事情で生活困窮に陥っているケースでは、そもそも把握が難しく、様々な支援の手立てがあっても、適切な支援につながっていないと、国の有識者会議で指摘されています。（※）

県では有識者や子どもの視点を県の対策に反映させるために、平成 28 年に「かながわ子どもの貧困対策会議」及び「同 子ども部会」を設置しました。同会議における様々な議論の結果をとりまとめたものとして、同会議から「県に対する新たな取組みの提案」が提出され、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことや、親の妊娠、出産を経て乳幼児期から学童期、青少年期から若者へと成長するまで、ライフステージに応じた継続的な支援が必要であることなどが指摘されました。

さらに、近年、外国につながるのある子どもや障がいのある子ども、虐待などの問題を抱える家庭の増加が見られるなど、子どもをとりまく状況は多様化してきています。（P12、13 参照）

国においても、令和元年6月 19 日付けの法改正で、法律の基本理念に、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されたところです。

貧困の状況にある子どもたちが、ロールモデルの不在や親の支援の欠如により、学びや生活の習慣がうまく獲得できない環境や、家計が苦しく、進学など将来への希望が持てない状況にあることなどが、子どもの支援者から指摘されており（P6 参照）、「将来への『あきらめ』」の気持ちを持ってしまうことが懸念されます。

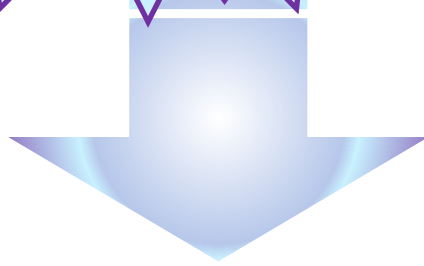
こうした状況を踏まえて、今までよりも幅広い視点で対策に取り組む必要があります。

※「今後の子どもの貧困対策の在り方について」令和元年8月子どもの貧困対策に関する有識者会議（内閣府）

経済的困難をもたらす要因の一例

[親の状況]

- ・ 景気低迷（解雇・不就労）
- ・ 非正規労働（低賃金、不安定な収入、ダブルワーク・トリプルワーク）
- ・ 離婚（養育費の未払い問題）
- ・ 怪我・病気（生活費の不足、精神的不安定）
- ・ 育児（時間的制約など）により就業が困難
- ・ 親自身もロールモデルがなく、社会から孤立
など、多種多様...



子どもの貧困



将来の目標が持てない...

いじめ
不登校
退学...

進学・
就学費が不
十分...

学力低下
学習意欲
低下...

不安定
な雇用
形態...

衣食住が
不十分...

楽しい体
験が少な
い...

児童
虐待...

第3章 子どもの貧困対策に関する施策の方向性

1 めざすすがたと基本方向

(1) めざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざします

子どもの貧困対策では、厳しい状況に置かれた子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現し、一人ひとりの子ども自身が幸せを実感できるようにすることが求められています。

そこで、本計画では、幸せを体現するものを「笑い」ととらえ、「子どもたちの笑いあふれるかながわ」をめざし、一人ひとりの子どもに着目し、子どものライフステージにも視点をあてて、取組みを進めていきます。

(2) 基本方向

県の子どもの貧困対策に関する基本方向として、次の4つを定めます。

教育の機会の保障

子どもが将来にわたって貧困から脱するためには、家庭の経済状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障され、自分の将来を自分で選択できるようにすることが重要です。

生活の安定

子どもたちが学習に集中し、教育を身に付けるとともに、現在の貧困状況が改善され、毎日の生活を経済面だけでなく、身体的・精神的にも安心して送れることが重要です。

保護者の職業生活の安定と向上

子どもやその保護者が安定した生活を送るためには、安定的な経済基盤を築くことが必要であり、保護者の就労の確保や職業生活の安定と向上が重要です。

経済基盤の維持

保護者の就労だけでは安定した生活のために必要な収入が十分得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。

この4つの基本方向は、法律や国の大綱の重点施策とも合致しており、この基本方向に沿って、「主要施策」及び子どもの貧困の状況や行政の取組みの状況を示す「指標」を定め、子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

2 主要施策

基本方向に沿って、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つを主要施策として定めます。

この主要施策をより一層推し進めるためには、子どもの貧困に対する県民の理解を促進し、社会全体で子どもたちを応援する機運を高めていくことが重要です。そのため、「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」を新たに主要施策として定めます。

さらに、それぞれの主要施策の「取組みの方向性」に沿って、具体的な施策を位置づけます。（第4章で記載のとおり）

主要施策Ⅰ 教育の支援

この分野の課題

- 子どもの貧困の連鎖を防ぐ観点からは、家庭の経済状況などに左右されず、すべての子どもが質の高い教育を受けられるようにすることが重要ですが、個々の家庭の状況により、落ち着いた環境での学習ができなかったり、学習塾や習い事などの学校外での学習・活動などを受けられる機会が少なくなることが懸念されます。

取組みの方向性

- 就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な措置を講じます。

主要施策Ⅱ 生活の安定に資するための支援

この分野の課題

- 子どもの貧困の解消には、保護者が安定した生活を営んでいる必要がありますが、経済的に困窮すると、身体的・精神的にも厳しい状況に陥りやすく、社会とのつながりの希薄化も危惧されます。
- また、家庭での監護が不十分な場合、子どもは施設への入所を余儀なくされたり、十分な栄養や生活習慣が獲得できず、心身の健全な成長に支障が生じることがあります。

取組みの方向性

- 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援のために必要な施策を講じます。

主要施策Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

この分野の課題

- ・社会構造や景気動向など様々な要因により、不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースがあり、こうした場合、生活困窮に陥り、子どもの生活や就学に支障が生じることがあります。また、ひとり親世帯や女性の所得が低い現状も見受けられます。

取組みの方向性

- ・貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

主要施策Ⅳ 経済的支援

この分野の課題

- ・各種手当（児童手当や児童扶養手当）、各種年金（遺族年金や障害年金）、生活保護費などの現金給付や、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金などの貸付の制度はありますが、「子どもの貧困率」は依然として高い水準で推移しており、すべての生活困窮層の家庭の経済状況の改善には、必ずしもつながっていない状況です。

取組みの方向性

- ・引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付け、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

主要施策Ⅴ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

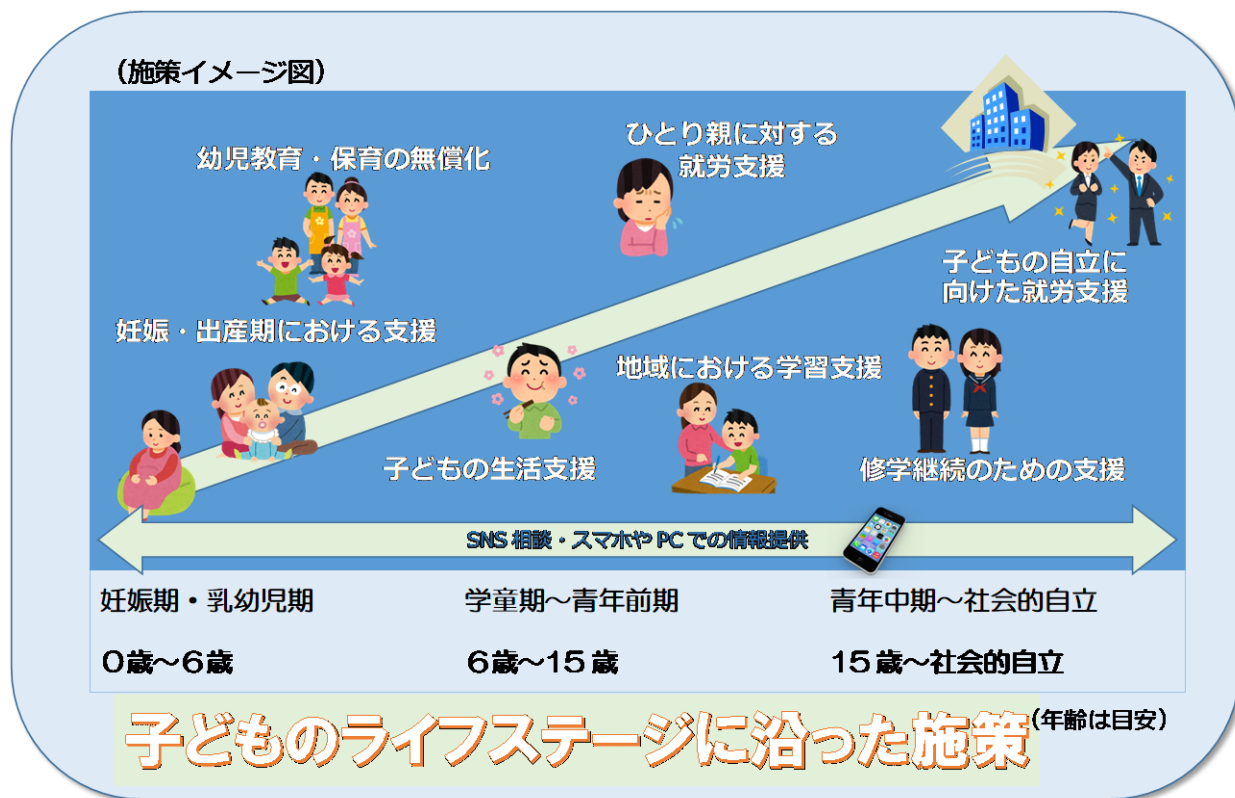
この分野の課題

- ・社会全体で子どもの貧困対策に取り組むためには、県民の理解の促進を図り、子どもの貧困対策に取り組む機運を高めることが必要です。また、企業、NPO、民間団体などの様々な主体との協働連携の取組みの強化や、地域のニーズに応じた効果的な施策を市町村と連携して、展開していく必要があります。

取組みの方向性

- ・子どもの貧困問題に焦点をあてた啓発活動や、支援者を対象とした研修会の実施、行政と民間との協働連携の取組み、市町村との連携、その他子どもの貧困対策をより一層推進するために必要な施策を講じます。

3 施策の体系とライフステージ



主要施策	大 柱	小 柱	妊娠期 ↓ 乳幼児期	学童期 ↓ 青年前期	青年 中期以降
I 教育の支援	1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	(1) 幼児教育・保育の無償化			
		(2) 幼児教育・保育の質の向上			
	2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築			
		(2) 学校教育による学力保障			
	3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	(1) 社会的・職業的自立に向けた支援			
		(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援			
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の修学支援			
	5 特に支援を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援			
		(2) 特別支援教育に関する支援の充実			
		(3) 外国につながる子どもなどへの支援			

主要施策	大 柱	小 柱	妊娠期→乳幼児期	学童期→青年前期	青年中期以降
Ⅰ 教育の支援	6 教育費負担の軽減	(1) 義務教育段階の就学支援の充実			
		(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減			
		(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減			
		(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減			
	7 地域における学習支援など	(1) 地域学校協働活動における学習支援など			
		(2) 生活困窮世帯などへの学習支援			
		(3) コミュニティ・スクールの推進			
	8 その他の教育支援	(1) 夜間中学の設置促進・充実			
		(2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保			
		(3) 多様な体験活動の機会の提供			
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援			
	2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援			
		(2) 保育などの確保			
		(3) 保護者の育児負担の軽減			
		(4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化			
	3 子どもの生活支援	(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援			
		(2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援			
		(3) 食育の推進に関する支援			
		(4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化			
	4 子どもの自立に向けた就労支援	(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援			
		(2) 高校中退者などへの就労支援			
		(3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援			
		(4) 就労のための相談体制の強化			
		(5) 子どもの社会的自立の確立のための支援			

主要施策	大 柱	小 柱	妊娠期 ↓ 乳幼児期	学 童 期 ↓ 青 年 前 期	青 年 中 期 以 降
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	5 住宅に関する支援	(1) 住宅に関する支援			
		(1) 家庭への復帰支援			
	6 児童養護施設退所者などに関する支援	(2) 退所等後の相談支援など			
		(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化			
	7 支援体制の強化	(2) 市町村などの体制強化			
		(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進			
		(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進			
		(5) 相談職員の資質向上			
	1 職業生活の安定と向上のための支援	(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現			
		(1) ひとり親家庭の親への就労支援			
Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	2 ひとり親に対する就労支援	(2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立			
		(3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援			
	3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援	(1) 就労機会の確保など			
Ⅳ 経済的支援	1 経済的支援	(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など			
		(2) 養育費の確保の推進			
		(3) 教育費負担の軽減			
		(4) 医療費の助成など			
		(1) 理解促進の取組み			
Ⅴ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成	(2) 企業、民間団体などとの連携			
		(3) 民間団体相互のネットワークづくり			
	2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化	(1) 市町村や他機関との連携			
		(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり			

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

I	教育の支援	
	1 幼児教育・保育の無償化の推進 及び質の向上	(1) 幼児教育・保育の無償化 (2) 幼児教育・保育の質の向上

(1) 幼児教育・保育の無償化

- すべての子どもが安心して質の高い幼児教育や保育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

[県の取組み]

1-(1)-① 幼児教育・保育の無償化

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。

1-(1)-② 実費徴収補足給付事業費補助（私立幼稚園）

幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助します。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

- 研修の充実、処遇改善などを通じて、幼児教育・保育・子育て支援のさらなる質の向上を推進します。

[県の取組み]

1-(2)-① 幼稚園教諭・保育士などの処遇改善

施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。

1-(2)-② 幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施

職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。

I	教育の支援	
	2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築 (2) 学校教育による学力保障

(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築

- スクールソーシャルワーカーが、生活困窮世帯の子どもたちなどを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や相談体制の工夫などに取り組みます。
- 児童・生徒の感情や情緒面の支援を行うスクールカウンセラーについて、配置の充実などに取り組みます。
- ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校などとの連携強化を図るとともに、子どもが学校において安心して過ごせるよう、教育相談体制の充実を図ります。

[県の取り組み]

2-(1)-① スクールソーシャルワーカー配置活用事業

課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」(SSW)として学校へ派遣します。

2-(1)-② スクールカウンセラー等配置活用事業

児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期対応に向けて「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。

2-(1)-③ 教育相談の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。具体的には、幼児から18歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。

(2) 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもが質の高い教育が受けられるよう、きめ細かな指導を推進します。
- 教員を対象として、子どもの貧困の理解を深めるための研修などを行います。

[県の取組み]

2-(2)-① 教育水準の維持・向上

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法などに基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。

2-(2)-② 確かな学力向上の推進

「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」のかん養に向け、授業の更なる充実をめざした校内研修・研究の推進を図ります。

2-(2)-③ 学習指導方法の工夫・改善

公立小・中学校における少人数学級やチームティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの加配措置を活用して教員を配置します。

2-(2)-④ 一時保護児童教育推進事業

一時保護所を併設している児童相談所（中央・平塚・厚木）にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護され、学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮します。

2-(2)-⑤ 教員向け研修の実施

初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。

I	教育の支援	
	3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	(1) 社会的・職業的自立に向けた支援 (2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援

(1) 社会的・職業的自立に向けた支援

- 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するキャリア教育などを推進します。

[県の取組み]

3-(1)-① キャリア教育の推進

県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。

3-(1)-② 高校生世代自立支援事業

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援

- 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置など、高等学校における指導・相談体制の充実を図り、高校中退予防の取組みを推進します。
- 高校中退者などに対し、就労支援や復学、就学に関する情報提供などの支援を行います。
- 高校等中退者が高等学校などに再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。

[県の取組み]

3-(2)-① スクールソーシャルワーカー配置活用事業《再掲》

課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。

3-(2)-② 柔軟な学びのシステムの活用

県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による転学の弾力化や高校中退者の積極的な受入れを行うとともに、こうしたしくみについて周知を行うなどの支援を進めます。

3-(2)-③ かながわ若者サポートステーション事業

仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。

【所在地など】

- ◇ 県西部地域若者サポートステーション（小田原市内）
- ◇ 県央地域若者サポートステーション（厚木市内）

3-(2)-④ 高校生世代自立支援事業《再掲》

「3-(1)-② 高校生世代自立支援事業」（前頁） 参照

3-(2)-⑤ 学び直し支援等事業

高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。

I	教育の支援	
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の修学支援

(1) 高等教育の修学支援

- 意欲と能力のある学生などが経済状況にかかわらず大学などへの修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。

[県の取組み]

4-(1)-① 生活保護（進学準備給付金）

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内(町村部)の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。

4-(1)-② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000 円	150,000 円
高等学校（私立）	30,000 円	410,000 円
高等専門学校（私立）	32,000 円	410,000 円
短期大学・専修学校（私立）	53,000 円	580,000 円
大学（公立）	45,000 円	370,000 円
大学（私立）	54,000 円	580,000 円
大学院	（修士課程） 88,000 円	（公立） 370,000 円
	（博士課程） 122,000 円	（私立） 580,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

4-(1)-③ 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。

4-(1)-④ かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度

かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除します。

4-(1)-⑤ かながわ農業アカデミー特例

かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利子補給を行います。

4-(1)-⑥ 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度

県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者などについては、入学料、授業料を減額、又は免除します。

4-(1)-⑦ 県立看護専門学校入学料、授業料の減免制度

平塚看護大学校、よこはま・衛生看護専門学校において、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であると認められる者、その他やむをえない事情があると認められる者について、入学料、授業料を減額、又は免除します。

4-(1)-⑧ 神奈川県看護師等修学資金貸付金

県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

一般貸付と特例貸付があり、貸付額の多い特例貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象とします。

4-(1)-⑨ 私立専門学校修学支援負担金

真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁します。

I	教育の支援	
	5 特に支援を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援 (2) 特別支援教育に関する支援の充実 (3) 外国につながるのある子どもなどへの支援

(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援

- 児童養護施設などでくらす子どもに対し学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施、進学に際し必要な学用品費などの購入費や進学後の活動費などの支援を行います。

[県の取組み]

5-(1)-① 児童保護措置費

児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。

5-(1)-② 県立児童福祉施設学校教育推進事業

県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。

(2) 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費などを通じて、障がいのある児童生徒などへの支援の充実を図ります。

[県の取組み]

5-(2)-① 特別支援教育就学奨励費補助金

市町村が事業主体となって、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。

5-(2)-② 特別支援教育就学奨励費

各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。

5-(2)-③ 特別支援学校高等部における進路指導の充実

生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。

5-(2)-④ 進路指導推進事業

生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行います。

また、就労促進のため、清掃技能検定を実施するとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。

(3) 外国につながるのある子どもなどへの支援

- 外国につながるのある子どもなどについて、教育の機会が適切に確保され、高等学校や大学などへの進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育などの包括的な支援を進めます。

[県の取組み]

5-(3)-① 外国人学校生徒等支援事業

外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。

5-(3)-② 外国につながるのある児童・生徒への支援

小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごとの相談などの指導・支援を行います。また、外国につながるのある子どもの支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。

高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の配置、NPOなどと協働した入学予定者への入学前の日本語指導、入学後の週末における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者と意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。

5-(3)-③ 日本語指導の充実

日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている諸課題について理解を深め、日本語指導の指導力向上を図る「日本語指導研修講座」を行います。

5-(3)-④ 外国籍県民相談事業（教育）

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

I	教育の支援	
	6 教育費負担の軽減	(1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減 (3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減 (4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減

(1) 義務教育段階の就学支援の充実

- 新入学児童生徒学用品費の支給や就学援助を必要とする世帯への周知などの取組みを市町村に促すなど、就学援助の充実や必要な経済的支援を引き続き行います。

[県の取組み]

6-(1)-① 小中学校等就学支援事業（私立小・中学校）

私立小中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約 400 万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。

6-(1)-② 要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費）

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。

6-(1)-③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金

東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。

(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減

- すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校などの授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給します。また、私立高等学校などに通う家庭の経済的負担を軽減するため、高等学校等就学支援金と合わせて私立高等学校等学費補助金などを補助することにより、年収約 700 万円未満世帯の授業料実質無償化と、住民税非課税世帯までの入学金実質無償化を実現します。
- 授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金制度」などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。
- 高等学校などにおける家計急変世帯への授業料減免支援など、必要な経済的支援を行います。

[県の取組み]

6-(2)-① 高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校）

授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料債権に充当します。

6-(2)-② 高校生等奨学給付金（公立・私立高校）

生活保護世帯や都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄弟の有無）や学校の種類（全日制・定時制・通信制・専攻科、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給します。

6-(2)-③ 私立高等学校等生徒学費補助金

県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。

6-(2)-④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金

保護者の失業や倒産などにより家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行います。

6-(2)-⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金

東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。

6-(2)-⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》

県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。

6-(2)-⑦ 県立学校授業料等免除制度

生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除します。

6-(2)-⑧ 高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く）

県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学資の援助を必要とする場合に貸付けを行います。

【貸付額】（令和2年4月1日現在）

- ・国公立 月額 10,000 円又は 20,000 円
- ・私立 月額 10,000 円、20,000 円、30,000 円又は 40,000 円

6-(2)-⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在）

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000 円	150,000 円
高等学校（私立）	30,000 円	410,000 円
高等専門学校（私立）	32,000 円	410,000 円
短期大学・専修学校（私立）	53,000 円	580,000 円
大学（公立）	45,000 円	370,000 円
大学（私立）	54,000 円	580,000 円
大学院	（修士課程） 88,000 円 （博士課程） 122,000 円	（公立） 370,000 円 （私立） 580,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

6-(2)-⑩ 生活福祉資金（教育支援資金）

県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。

a 教育支援費

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校に修学するために必要な授業料などの経費

b 就学支度費

高等学校や大学などの入学に際して必要な授業料などの経費

【貸付限度額】（令和2年4月1日現在）

	a 教育支援費（月額）	b 就学支度費
高等学校・専修学校（高等課程）	35,000 円	共通 500,000 円 （入学時のみ1回限り）
高等専門学校	60,000 円	
短期大学・専修学校（専門課程）	60,000 円	
大 学	65,000 円	

実際に学費としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額内。他からの借入ができる方はそちらを優先。

【窓口】市区町村社会福祉協議会

(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子どもが高等学校や大学などにおいて修学するための入学金、授業料などの貸付を行います。
- 生活保護世帯の子どもについて、高等学校などへの進学時に入学料、入学考査料などの支給や、大学などへの進学時に新生活の立上げ費用として進学準備給付金の給付を行います。

[県の取組み]

6-(3)-① 生活福祉資金（教育支援資金）《再掲》

「6-(2)-⑩ 生活福祉資金（教育支援資金）」（前頁）参照

6-(3)-② 生活保護（進学準備給付金）《再掲》

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内(町村部)の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。

(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校などの修学の継続や大学などへの進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施します。

[県の取組み]

6-(4)-① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》

「6-(2)-⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）」（P43～44）参照

I	教育の支援	
	7 地域における学習支援など	(1) 地域学校協働活動における学習支援など (2) 生活困窮世帯などへの学習支援 (3) コミュニティ・スクールの推進

(1) 地域学校協働活動における学習支援など

- 幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、地域全体で未来を担うすべての子どもたちの放課後などにおける学習や体験活動の支援の充実を図ります。

[県の取組み]

7-(1)-① 放課後子ども教室推進事業に対する支援

放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

7-(1)-② 地域未来塾推進事業に対する支援

学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

7-(1)-③ 地域学校協働活動推進事業に対する支援

地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。

(2) 生活困窮世帯などへの学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談などの支援を行います。

[県の取組み]

7-(2)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

a 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順などを整理して、福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関などと連携・協働しながら、改定をし、普及啓発に努めます。

(3) コミュニティ・スクールの推進
○ コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。
○ 県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。

[県の取組み]

7-(3)-① 県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進

令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。

7-(3)-② 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進

市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。

I	教育の支援	
	8 その他の教育支援	(1) 夜間中学の設置促進・充実 (2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保 (3) 多様な体験活動の機会の提供

(1) 夜間中学の設置促進・充実

- 「夜間中学」により、義務教育未修了の学齢超過者などの就学機会の確保を図ります。

[県の取組み]

8-(1)-① 神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援

神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設置されています。

(横浜市立蒔田中学校、川崎市立西中原中学校)

なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。

(2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施し、学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

[県の取組み]

8-(2)-① 生活保護（教育扶助）

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するものです。

なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付します。

区 分	生活扶助基準額	学習支援費	入学準備金
小学校	月額 2,600 円	年額 16,000 円以内	64,300 円以内
中学校	月額 5,100 円	年額 59,800 円以内	81,000 円以内
高等学校など			87,900 円以内

(令和元年 10 月 1 日現在)

8-(2)-② 要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）《再掲》

市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。

(3) 多様な体験活動の機会の提供

- 不登校児童や情緒障がい児童などに対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を図ります。
- 児童養護施設などの子どもを対象に、自己肯定感の向上などにつながる多様な体験活動の場を提供します。

[県の取組み]

8-(3)-① ふれあい心の友訪問援助事業

不登校児童及び情緒障がい児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。

【実施主体】各児童相談所（中央・平塚・鎌倉三浦・小田原・厚木）

8-(3)-② 各種スポーツ大会などのイベント実施

県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。



Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- 安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、妊産婦などの支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制の構築を進めます。
- 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対しては、女性相談所、市町村等関係機関及び民間団体が相互に連携しながら支援を行います。
- 専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子世帯などの母などに対し、母子生活支援施設などを活用しながら地域での生活を支援します。
- 母子保健手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業などにより把握された特定妊婦などに対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業などの適切な支援を実施します。

[県の取組み]

1-(1)-① 妊娠・出産包括支援推進事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。

1-(1)-② 乳児家庭全戸訪問事業への支援

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。

1-(1)-③ 養育支援訪問事業への支援

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。

1-(1)-④ 乳幼児健康診査

1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。

1-(1)-⑤ 女性相談所での支援

特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と相互に連携しながら、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

1-(1)-⑥ 母子生活支援施設などにおける支援

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、または何らかの事情で離婚の届出ができない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）

施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10か所）

【支援内容】

- ・母親への日常生活支援
- ・子どもの養育・保育に関する支援
- ・DV被害からの回避
- ・自立支援計画の策定・実施による自立に向けた支援

【窓口】住所地を所管する福祉事務所

県は、施設入所者の福祉の向上を図るため、母子保護や助産施設に入院し出産に要する費用助成を実施した市に対して、費用の一部を負担します。

1-(1)-⑦ 望まない妊娠などに関する相談事業（妊娠SOSかながわ）

望まない妊娠などの妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊娠などの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊娠・出産に関する普及啓発に取り組みます。

II	生活の安定に資するための支援	
	2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援 (2) 保育などの確保 (3) 保護者の育児負担の軽減 (4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化

(1) 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮者などに対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施し、生活困窮者などの自立促進を図ります。
- 様々な課題を抱えるひとり親家庭については、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供、家計管理などの講習会の実施などによる生活支援を推進します。

[県の取組み]

2-(1)-① 生活困窮者自立支援

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

2-(1)-② 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもの健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。

2-(1)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。

【派遣事由】

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買い物、医療機関への連絡など

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

2-(1)-④ 民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。

(2) 保育などの確保

- 就労希望などにより保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消をめざして、保育所の整備などの取組みを推進します。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、計画的な整備を推進します。
- 保育士等キャリアアップ研修について、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で「子どもの貧困」に関する対応を研修内容に盛り込むなど、担当職員の専門性の向上を図ります。

[県の取組み]

2-(2)-① 保育所の整備など

保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組みます。

2-(2)-② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

2-(2)-③ 保育士のキャリアアップの取組みの実施

職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。

(3) 保護者の育児負担の軽減

- 児童養護施設などで一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、保護者の疾病や育児疲れなどにより一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
- 一時的に育児支援が必要なひとり親家庭に対し、家庭生活支援員の派遣による未就学児の保育サービスを提供します。

[県の取組み]

2-(3)-① 子育て短期支援事業への支援

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(3)-② 病児・病後児保育事業への支援

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(3)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》

「2-(1)-③ ひとり親家庭等日常生活支援事業」(前頁) 参照

(4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化

- ひとり親家庭のための総合支援情報サイトを運営し、ひとり親に対して支援情報などの情報提供を行います。
- 保護者に対する相談体制を強化するため、ニーズに応じた様々な相談窓口の運営や SNS の活用などを行います。

[県の取り組み]

2-(4)-① ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。

2-(4)-② SNS を活用した相談窓口の設置

県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNS を活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。

【相談窓口】

- ◇ 仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方の様々な悩みに関する相談窓口
- ◇ 児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談窓口
- ◇ 配偶者や恋人からのDV・デートDVに悩む女性のための相談窓口

2-(4)-③ 外国籍県民相談事業（一般・法律）

県内に在住在勤する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。

【相談窓口】

- ◇ 地球市民かながわプラザ・相談室（横浜市栄区）
- ◇ 川崎市民センター県民の声・相談室（川崎市幸区） ※法律相談は未実施
- ◇ 県央地域県政総合センター県民の声・相談室（厚木市）

【対応言語】（※相談窓口により対応言語は異なります。）

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

2-(4)-④ 外国籍県民相談事業（教育）《再掲》

外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートを行います。

2-(4)-⑤ 外国籍県民同行支援事業

日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きができない外国籍県民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉・アドバイスを行います。

【対応言語】

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

2-(4)-⑥ 多言語支援センターかながわ運営事業

外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。

【対応言語】

英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	3 子どもの生活支援	(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援 (2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援 (3) 食育の推進に関する支援 (4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化

(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択及び将来の就職に向けた相談、職場体験などの支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行います。

[県の取組み]

3-(1)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

(2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 平成 28 年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、社会的養育を必要とする子どもが家庭と同様の環境で養育されるよう、里親の開拓や里親養育の支援などを進めます。
- 施設などでの養育が必要な子どもについて、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、施設の小規模化などを推進します。

[県の取組み]

3-(2)-① 里親支援事業

児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。

3-(2)-② 民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助

社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。

(3) 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健康診査などにおける栄養指導の機会を活用して、疾病や障がい、経済状態などの個人や家庭環境の違いなど、多様性を踏まえた食育を推進します。
- また、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用した指導を行い、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

[県の取組み]

3-(3)-① 乳幼児健康診査《再掲》

1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。

3-(3)-② 保育所、児童福祉施設への指導・監査

保育所や児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。

(4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化

- 日常生活のことや進学、就職などの悩みを気軽に相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口などを開設・運営して、子どもへの相談体制を強化します。

[県の取組み]

3-(4)-① SNSを活用した相談窓口の設置

県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。

3-(4)-② 高校生世代自立支援事業《再掲》

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

3-(4)-③ かながわ子ども・若者総合相談事業

子ども・若者育成支援推進法に基づき「かながわ子ども・若者総合相談センター」を青少年センターに設置し、子ども・若者が抱える様々な悩みについての一次相談窓口を運営します。

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	4 子どもの自立に向けた就労支援	(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援 (2) 高校中退者などへの就労支援 (3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援 (4) 就労のための相談体制の強化 (5) 子どもの社会的自立の確立のための支援

(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択及び将来の就職に向けた相談、職場体験などの支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行います。

[県の取組み]

4-(1)-① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望を持ち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

◇ 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子ども家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育むための居場所づくりについて実施します。

(2) 高校中退者などへの就労支援

- ハローワークと学校などの関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒などに対して支援を実施します。
- 高校中退者などを含む若年者について、就労支援機関と連携しながら、就労支援を行います。

[県の取組み]

4-(2)-① 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。

4-(2)-② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》

仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。

【所在地など】

- ◇ 県西部地域若者サポートステーション（小田原市内）
- ◇ 県央地域若者サポートステーション（厚木市内）

4-(2)-③ 高校生世代自立支援事業《再掲》

進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。

4-(2)-④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

(3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援

- 児童養護施設などでくらす子どもを対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるように職場インターンなど職業指導などを行うとともに、就労に必要な資格取得の支援を行うことで、就業意欲を高めます。
- 児童養護施設などを退所した者に対して、就職活動などの支援を行います。

[県の取組み]

4-(3)-① あすなろサポートステーション事業

「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。

4-(3)-② あすなろサポーター養成事業

「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。

4-(3)-③ 児童養護施設退所者などへの貸付

児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

(4) 就労のための相談体制の強化

- 日常生活のことや、進学、就職などの悩みを気軽に相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口などを開設・運営して、子どもへの相談体制を強化します。《再掲》

[県の取組み]

4-(4)-① 高校生世代自立支援事業《再掲》

「4-(2)-③ 高校生世代自立支援事業《再掲》」(上記) 参照

(5) 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 正規雇用を希望する若年者について、就労支援機関と連携しながら、就労支援を行います。
 - 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成するキャリア教育を推進します。
- 《再掲》

[県の取組み]

4-(5)-① 若年者の就業支援《再掲》

「4-(2)-① 若年者の就業支援」(P58) 参照

4-(5)-② 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業《再掲》

県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業者などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。

なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。

4-(5)-③ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

「4-(2)-④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業」(前頁) 参照

4-(5)-④ 県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業

県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服などの支給を行います。

4-(5)-⑤ かながわ若者サポートステーション事業《再掲》

「4-(2)-② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》」(P58) 参照

4-(5)-⑥ 外部機関と連携した就労支援

県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。

4-(5)-⑦ キャリア教育の推進《再掲》

県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	5 住宅に関する支援	(1) 住宅に関する支援

(1) 住宅に関する支援

- 母子世帯、父子世帯、多子世帯など、住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る特例入居や当選率の優遇措置を行い、子育て世帯などの居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職などにより住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金などのメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。

[県の取組み]

5-(1)-① 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施

義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる住宅を「子育て世帯向住宅」として提供します。

5-(1)-② 公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施

入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や多子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。

5-(1)-③ 生活困窮者自立支援《再掲》

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

5-(1)-④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）

配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。

修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、
a 住宅資金、b 転宅資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

a 住宅資金

住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】（平成31年4月1日現在） 1,500,000円

（特別な場合 2,000,000円）

b 転宅資金

住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】（平成 31 年 4 月 1 日現在） 260,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

5-(1)-⑤ 住居確保給付金の支給

離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。）

住宅扶助基準に基づく額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	6 児童養護施設退所者などに関する支援	(1) 家庭への復帰支援 (2) 退所等後の相談支援など

(1) 家庭への復帰支援

- 施設入所などの措置解除後の子どもが家庭に復帰するにあたっては、子どもや保護者を変えたカンファレンスの開催や親子交流の実施などにより、親子関係を再構築するための支援を行います。また、措置解除後の一定期間、児童相談所と地域の関係機関が連携し、子どもの安全確認や保護者への相談・支援などを実施します。

[県の取り組み]

6-(1)-① 児童虐待防止対策推進事業

児童相談所職員に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行えるようにします。

(2) 退所等後の相談支援など

- 児童養護施設を退所した者などへのアフターケアを推進します。
- 児童養護施設を退所した者などが安心して就職、進学、アパートなどを賃借することができるよう、身元保証人の確保をするための事業や必要な資金の貸付などを行い、自立を支援します。

[県の取り組み]

6-(2)-① 未成年後見人報酬等補助

児童相談所長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされています。

児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、被後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。

6-(2)-② 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助

児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際に親などによる保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。

保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証料は、国と県で負担します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。

6-(2)-③ 児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》

児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

6-(2)-④ あすなろサポートステーション事業《再掲》

「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。

6-(2)-⑤ あすなろサポーター養成事業《再掲》

「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。

6-(2)-⑥ 社会的養護自立支援事業

あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設を退所した者などへの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。

6-(2)-⑦ 児童保護措置費《再掲》

児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。

6-(2)-⑧ 施設入所児童処遇費

県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。

6-(2)-⑨ 県立児童福祉施設入所者処遇費

県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。

6-(2)-⑩ 障害児入所措置費

保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。

6-(2)-⑪ 障害児入所給付費

入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所などの申込みを行い、当該施設などから障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。

Ⅱ	生活の安定に資するための支援	
	7 支援体制の強化	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化 (2) 市町村などの体制強化 (3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進 (4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 (5) 相談職員の資質向上

(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化

- 「神奈川県社会的養育推進計画」を策定し、「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親開拓や里親養育の支援や施設の小規模化などを進め、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の整備を進めます。
- また、増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童相談所の体制強化及び市町村など関係機関との連携強化を図ります。

[県の取組み]

7-(1)-① 里親支援事業《再掲》

児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。

7-(1)-② 子ども人権相談室推進事業

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。

7-(1)-③ 児童相談所業務強化対策事業

子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡会や研修を通じ、市町村など関係機関との連携強化を図ります。

7-(1)-④ 虐待防止対策推進事業

精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。児童虐待の事実認定のため、医療機関に診断を依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリングなどを実施します。

7-(1)-⑤ 児童相談所一時保護所心理職員雇用

緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行います。

7-(1)-⑥ 児童相談所業務支援システム

児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。

(2) 市町村などの体制強化

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援などの拡充や要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援を行います。

[県の取組み]

7-(2)-① 市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自治体の取組情報を共有する機会を作ります。

(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進

- 児童扶養手当の現況届の時期などにおける県母子家庭等就業・自立支援センターの出張相談など、集中的な相談体制を整備します。

[県の取組み]

7-(3)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

現況届の時期に、一部自治体で出張就業相談を実施します。

(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員などの連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

[県の取組み]

7-(4)-① 母子・父子自立支援員の研修実施

ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。

また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。

7-(4)-② 生活困窮者自立支援《再掲》

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。

(5) 相談職員の資質向上

- ひとり親世帯の保護者の相談に応じて自立に必要な情報提供などを行う母子・父子自立支援員や生活困窮者自立相談支援機関の支援員、生活保護世帯への支援を行うケースワーカーや就労支援員、地域住民の様々な相談などに対応している民生委員・児童委員に対して、資質の向上を図るために、それぞれ定期的に研修を行います。
- 子どもの心に着目した医療・福祉の連携を図るため、医療機関を中心とした関係者の研修事業などを実施します。

[県の取組み]

7-(5)-① 母子・父子自立支援員の研修実施《再掲》

「7-(4)-① 母子・父子自立支援員の研修実施」(前頁) 参照

7-(5)-② ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施

生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。

7-(5)-③ 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	1 職業生活の安定と向上のための支援	(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 子育て中の保護者が、育児と両立して安心して働ける労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直しを推進します。

[県の取組み]

1-(1)-① 働き方改革推進事業

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業の経営者などを対象としたセミナーや、企業へのアドバイザー派遣、テレワーク導入に関するセミナーや専門家の派遣を実施します。あわせて、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施します。

1-(1)-② 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証

県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	2 ひとり親に対する就労支援	(1) ひとり親家庭の親への就労支援 (2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 (3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援

(1) ひとり親家庭の親への就労支援
○ ひとり親世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップに向けた職業訓練などを行います。 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。 ○ ひとり親を含む、若年者、女性、中高年齢者それぞれについて、ハローワークと連携しながら、就業支援を行います。

[県の取組み]

2-(1)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》

就業相談からパソコン講座などの就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。（来所が難しい場合は電話相談も可）

2-(1)-② 自立支援教育訓練給付

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。
県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。

【支給要件】※次の要件をすべて満たす必要があります

- ・児童扶養手当支給水準の母子世帯の母又は父子世帯の父
- ・適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者

【支給額】対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2001円）

（平成31年4月1日現在）

2-(1)-③ 高等職業訓練促進給付金などの支給

母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。
母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

【支給要件】※次の要件をすべて満たす必要があります

- ・児童扶養手当受給者またはそれと同等の所得水準にある母子世帯の母又は父子世帯の父
- ・資格取得の可能性が高く適職に就くために必要であることが相談を通じて認められる母子世帯の母又は父子世帯の父

【支給額】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	高等職業訓練促進給付金 (※支給期間の上限は 4 年間)	高等職業訓練修了支援給付金
市町村民税非課税 世帯	月額 100,000 円 (最終 1 年間は 140,000 円)	1 回 50,000 円 (卒業時支給)
上記以外の者	月額 70,500 円 (最終 1 年間は 110,500 円)	1 回 25,000 円 (卒業時支給)

【対象資格】

1 年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県などの長が地域の実情で認める資格

⇒（准）看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士 など

2-(1)-④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得をめざす神奈川県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金を貸し付けるものです。養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き業務に従事した場合は、返還債務の全部の免除ができます。

2-(1)-⑤ 「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。

2-(1)-⑥ 若年者の就業支援 《再掲》

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。

2-(1)-⑦ 女性就業支援事業

育児などを理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズハローワーク横浜内に相談室を設け、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングを行います。

あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に資するイベントを実施します。

2-(1)-⑧ 中高年齢者の就業支援

中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。

2-(1)-⑨ 労働相談事業

労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談、通訳を配置しての外国人労働相談などを実施します。

2-(1)-⑩ 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

2-(1)-⑪ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

2-(1)-⑫ 離職者等委託訓練事業

離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。

(2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育などのサービスの提供、児童養護施設などで一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れなどにより一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。《再掲》

[県の取組み]

2-(2)-① ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》

母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。

【派遣事由】

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買い物、医療機関への連絡など

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

2-(2)-② 子育て短期支援事業への支援《再掲》

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

2-(2)-③ 病児・病後児保育事業への支援《再掲》

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。

(3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- 親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- 生活保護を受給しているひとり親世帯の親が、高等学校などに就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

[県の実施]

2-(3)-① 自立支援教育訓練給付《再掲》

「2-(1)-② 自立支援教育訓練給付」(P69) 参照

2-(3)-② 高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》

「2-(1)-③ 高等職業訓練促進給付金などの支給」(P69～70) 参照

2-(3)-③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》

「2-(1)-④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付」(P70) 参照

2-(3)-④ 生活保護（生業扶助）

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。

また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。

Ⅲ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援	(1) 就労機会の確保など

(1) 就労機会の確保など

- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所などのチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたことなどにより保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。
- 非正規雇用から正規雇用への転換を図るため、就労相談や職業訓練などを行います。

[県の取組み]

3-(1)-① 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として離転職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-② 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》

県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。

なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。

3-(1)-③ 離職者等委託訓練事業《再掲》

離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。

3-(1)-④ 生活保護受給者等就労自立促進事業等

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を含め、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。

そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。

3-(1)-⑤ 生活困窮者就労準備支援事業

複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、県所管域（町村域）で実施しています。

生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の前段階としてコミュニケーション実習やボランティア活動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。

3-(1)-⑥ 技術校生等就職促進事業

職業技術校などに求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。

3-(1)-⑦ 職業訓練手当支給費

障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受講指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。

3-(1)-⑧ 障害者就職促進委託訓練事業

障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-⑨ 障害者職業能力開発事業

障害者職業能力開発校などにおいて、障がいの程度や適性に応じた職業訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

3-(1)-⑩ 生活保護（生業扶助）《再掲》

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。

福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。

「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。

また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。

IV	経済的支援	
	1 経済的支援	(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など (2) 養育費の確保の推進 (3) 教育費負担の軽減 (4) 医療費の助成など

(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など
○ 児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。 ○ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。 ○ 母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや、結婚歴のないひとり親世帯に対し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

[県の取組み]

1-(1)-① 児童手当

0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】(令和2年4月1日現在)

- ・ 3歳未満 : 月額 15,000 円
- ・ 3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子) : 月額 10,000 円
- ・ 3歳以上小学校修了前 (第3子以降) : 月額 15,000 円
- ・ 中学生 : 月額 10,000 円

1-(1)-② 児童扶養手当

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童(ひとり親世帯の子ども)について、手当を支給します。これにより、母子世帯などの生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】(令和2年4月1日現在)

- ・ 児童1人 : 月額 43,160 円～10,180 円
- ・ 児童2人 : 月額 53,350 円～15,280 円
- ・ 児童3人以上 : 3人目から児童1人増すごとに、6,110 円～3,060 円加算

※ 児童扶養手当の公的年金との併給調整について

児童扶養手当は、公的年金など(障害基礎年金で上記に該当する場合を除きます。)を受給できる場合には児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきましたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金などを受給する場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

1-(1)-③ 特別児童扶養手当

「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政令で定める程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。

【支給額】（令和 2 年 4 月 1 日現在）

- ・重度障がい児の場合（1 級）：1 人につき月額 52,500 円
- ・中度障がい児の場合（2 級）：1 人につき月額 34,970 円

1-(1)-④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

配偶者がなく、現に児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。

a 修学資金、b 就学支度資金、c 修業資金、d 技能習得資金、e 生活資金、f 医療介護資金、g 住宅資金、h 転宅資金、i 就職支度資金、j 事業開始資金、事業継続資金、結婚資金

（以下限度額は、平成 31 年 4 月 1 日現在）

a 修学資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などに修学するために必要な授業料などの資金

b 就学支度資金

高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校などの入学に必要な入学金などの資金

【貸付限度額】

	a 修学資金（月額）	b 就学支度資金
高等学校（公立）	18,000 円	150,000 円
高等学校（私立）	30,000 円	410,000 円
高等専門学校（私立）	32,000 円	410,000 円
短期大学・専修学校（私立）	53,000 円	580,000 円
大学（公立）	45,000 円	370,000 円
大学（私立）	54,000 円	580,000 円
大学院	（修士課程） 88,000 円	（公立） 370,000 円
	（博士課程） 122,000 円	（私立） 580,000 円

【窓口】

市：市福祉事務所、町村：県保健福祉事務所

c 修業資金

事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】

月額 68,000 円 運転免許取得の場合、460,000 円

d 技能習得資金

生計を安定させるため、必要な知識、技能を習得するために必要な資金

【貸付限度額】

月額 68,000 円 運転免許取得の場合、460,000 円

一括貸付 816,000 円

e 生活資金

知識技能を修得する間、医療又は介護を受けている間、ひとり親世帯などになって間もない間（7 年未満）、失業中のいずれかの期間に生活を安定させるために必要な資金

【貸付限度額】

- ・知識技能を修得する間 月額 141,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・医療又は介護を受けている間 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・ひとり親世帯などになって間もない間 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）
- ・失業中 月額 105,000 円（生計維持者でない場合は 70,000 円）

f 医療介護資金

医療又は介護を受けるために必要な資金（1 年以内に限る。）

【貸付限度額】

- ・医療 340,000 円（特に経済的に困難な場合 480,000 円）
- ・介護 500,000 円

g 住宅資金

住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金

【貸付限度額】

1,500,000 円（特別な場合 2,000,000 円）

h 転宅資金

住居を移転するために必要な資金

【貸付限度額】

260,000 円

i 就職支度資金

就職するために必要な被服などの資金

【貸付限度額】

100,000 円（車購入の場合 330,000 円）

j 事業開始資金

事業を開始するのに必要な設備、機械、材料などの購入資金

【貸付限度額】

2,870,000 円

1-(1)-⑤ 寡婦（夫）控除の見直し

所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚歴のないひとり親世帯は適用されなかったため、所得税額や所得税額に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「みなし適用」を平成 27 年 7 月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見通しです。）

(2) 養育費の確保の推進

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じます。
- ひとり親世帯の生活全般の相談窓口で養育費について情報を積極的に提供できるよう、母子・父子自立支援員研修で養育費に関する講座を実施します。

[県の取組み]

1-(2)-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》

両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を確保する必要があります。

ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応などを行うとともに、同センターや福祉事務所などでも日常的に養育費に関する情報を提供しています。

また、福祉事務所でひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援員が、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。

(3) 教育費負担の軽減

- すべての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施などにより、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。
《再掲》

[県の取組み]

『Ⅰ 教育の支援 大柱6「教育費負担の軽減」(1)～(4)』(P42～45) 参照 《再掲》

(4) 医療費の助成など

- 子どもの健やかな成長のためには、適時に必要な医療サービスが受けられることが必要であることから、生活困窮の状況にあっても医療機関を受診できるよう、各市町村において小児医療費への助成などを行います。

[県の取組み]

1-(4)-① ひとり親家庭等医療費助成事業

市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯員が病気などで受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。

【窓口】 各市町村

1-(4)-② 小児医療費助成事業

市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。

ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。

【窓口】 各市町村

1-(4)-③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

原則 18 歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を国・県で負担します。(所得に応じて自己負担額が異なります。)

【対象疾患群】

悪性新生物(がん)、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

【窓口】

政令市、中核市、各県保健福祉事務所

V	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
	1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成	(1) 理解促進の取組み (2) 企業、民間団体などとの連携 (3) 民間団体相互のネットワークづくり

(1) 理解促進の取組み

- 子どもの貧困対策をより効果的に推進するためには、県民の理解と協力が欠かすことができないため、子どもの貧困に対する理解促進などを図ることを目的とした県民向けフォーラムを開催します。

[県の取組み]

1-(1)-① 県民向けフォーラムの開催

県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。

(2) 企業、民間団体などとの連携

- 社会全体で子どもの貧困対策を進める観点から、企業や子どもに身近な地域の民間団体などとの連携した取組みを推進します。
- 地域において、子ども支援活動の輪を広げていくため、高い専門性を持った人材を育成します。

[県の取組み]

1-(2)-① 地域の人材育成

子ども支援に関する専門的人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。

1-(2)-② 民間団体などとの連携した取組み

民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と掘り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。

(3) 民間団体相互のネットワークづくり

- 地域において、子ども支援活動に取り組んでいる民間団体が課題、情報の共有や人脈を広げていけるような交流会を定期的実施します。

[県の取組み]

1-(3)-① 子ども支援団体の交流の機会の提供

県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの後押しをします。

V	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
	2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化	(1) 市町村や他機関との連携 (2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり

(1) 市町村や他機関との連携

- 市町村や国、関係機関などと連携して、子どもの貧困対策を推進します。

[県の取組み]

2-(1)-① 県市町村連絡会議

毎年、地域の実情に応じた取組みの働きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。

(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり

- 神奈川県の子どもの貧困対策に有識者などの意見を反映させるため、外部有識者による会議を実施します。

[県の取組み]

2-(2)-① かながわ子ども支援協議会

学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。

《主要施策と具体的な取組み一覧》

主要施策	
大 柱	
小 柱	具体的な取組み
I 教育の支援	
1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	
(1) 幼児教育・保育の無償化	* ① 幼児教育・保育の無償化 * ② 実費徴収補足給付事業費補助(私立幼稚園)
(2) 幼児教育・保育の質の向上	* ① 幼稚園教諭・保育士などの処遇改善 * ② 幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施
2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	
(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築	① スクールソーシャルワーカー配置活用事業 ② スクールカウンセラー等配置活用事業 ③ 教育相談の推進
(2) 学校教育による学力保障	① 教育水準の維持・向上 ② 確かな学力向上の推進 ③ 学習指導方法の工夫・改善 ④ 一時保護児童教育推進事業 * ⑤ 教員向け研修の実施
3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	
(1) 社会的・職業的自立に向けた支援	① キャリア教育の推進 * ② 高校生世代自立支援事業
(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援	① スクールソーシャルワーカー配置活用事業《再掲》 ② 柔軟な学びのシステムの活用 ③ かながわ若者サポートステーション事業 * ④ 高校生世代自立支援事業《再掲》 * ⑤ 学び直し支援等事業
4 大学等進学に対する教育機会の提供	
(1) 高等教育の修学支援	* ① 生活保護(進学準備給付金) ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) ③ 県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 ④ かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 ⑤ かながわ農業アカデミー特例 ⑥ 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 ⑦ 県立看護専門学校の入学科、授業料の減免制度 ⑧ 神奈川県看護師等修学資金貸付金 * ⑨ 私立専門学校修学支援負担金
5 特に支援を要する子どもへの支援	
(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援	① 児童保護措置費 * ② 県立児童福祉施設学校教育推進事業
(2) 特別支援教育に関する支援の充実	① 特別支援教育就学奨励費補助金 ② 特別支援教育就学奨励費 ③ 特別支援学校高等部における進路指導の充実 * ④ 進路指導推進事業
(3) 外国につながるのある子どもなどへの支援	① 外国人学校生徒等支援事業 * ② 外国につながるの児童・生徒への支援 * ③ 日本語指導の充実 ④ 外国籍県民相談事業(教育)
6 教育費負担の軽減	
(1) 義務教育段階の就学支援の充実	* ① 小中学校等就学支援事業(私立小・中学校) ② 要保護児童生徒援助費補助金(学用品・医療費・学校給食費) ③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金
(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減	① 高等学校等就学支援金等制度(公立・私立高校) ② 高校生等奨学給付金(公立・私立高校) ③ 私立高等学校等生徒学費補助金 ④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金 ⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金 * ⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業《再掲》 ⑦ 県立学校授業料等免除制度 ⑧ 高等学校奨学金貸付金(短期臨時奨学金を除く) ⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)《再掲》 ⑩ 生活福祉資金(教育支援資金)
(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減	① 生活福祉資金(教育支援資金)《再掲》 * ② 生活保護(進学準備給付金)《再掲》
(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減	① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)《再掲》

I 教育の支援	
7 地域における学習支援など	
(1) 地域学校協働活動における学習支援など	① 放課後子ども教室推進事業に対する支援 * ② 地域未来塾推進事業に対する支援 ③ 地域学校協働活動推進事業に対する支援
(2) 生活困窮世帯などへの学習支援	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援
(3) コミュニティ・スクールの推進	* ① 県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 * ② 市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進
8 その他の教育支援	
(1) 夜間中学の設置促進・充実	① 神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援
(2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	① 生活保護(教育扶助) ② 要保護児童生徒援助費補助金(学校給食費)《再掲》
(3) 多様な体験活動の機会の提供	① ふれあい心の友訪問援助事業 ② 各種スポーツ大会などのイベント実施
II 生活の安定に資するための支援	
1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	
(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	① 妊娠・出産包括支援推進事業 ② 乳児家庭全戸訪問事業への支援 ③ 養育支援訪問事業への支援 ④ 乳幼児健康診査 * ⑤ 女性相談所での支援 ⑥ 母子生活支援施設などにおける支援 * ⑦ 望まない妊娠などに関する相談事業(妊娠SOSかながわ)
2 保護者の生活支援	
(1) 保護者の自立支援	① 生活困窮者自立支援 ② 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》 ③ ひとり親家庭等日常生活支援事業 ④ 民生委員・児童委員の活動支援
(2) 保育などの確保	① 保育所の整備など ② 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 * ③ 保育士のキャリアアップの取組の実施
(3) 保護者の育児負担の軽減	① 子育て短期支援事業への支援 * ② 病児・病後児保育事業への支援 ③ ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》
(4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化	* ① ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 * ② SNSを活用した相談窓口の設置 ③ 外国籍県民相談事業(一般・法律) ④ 外国籍県民相談事業(教育)《再掲》 * ⑤ 外国籍県民同行支援事業 * ⑥ 多言語支援センターかながわ運営事業
3 子どもの生活支援	
(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》
(2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援	① 里親支援事業 ② 民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助
(3) 食育の推進に関する支援	① 乳幼児健康診査《再掲》 ② 保育所、児童福祉施設への指導・監査
(4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化	* ① SNSを活用した相談窓口の設置 * ② 高校生世代自立支援事業《再掲》 ③ かながわ子ども・若者総合相談事業
4 子どもの自立に向けた就労支援	
(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援	① 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援《再掲》
(2) 高校中退者などへの就労支援	① 若年者の就業支援 ② かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 * ③ 高校生世代自立支援事業《再掲》 ④ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業
(3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援	① あすなろサポートステーション事業 ② あすなろサポーター養成事業 ③ 児童養護施設退所者などへの貸付
(4) 就労のための相談体制の強化	* ① 高校生世代自立支援事業《再掲》

II 生活の安定に資するための支援	
4	子どもの自立に向けた就労支援 (5) 子どもの社会的自立の確立のための支援 ① 若年者の就業支援《再掲》 ② 県立産業技術短期大学の専門課程訓練事業《再掲》 ③ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ④ 県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 ⑤ かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 ⑥ 外部機関と連携した就労支援 ⑦ キャリア教育の推進《再掲》
5	住宅に関する支援 (1) 住宅に関する支援 ① 子育てに適する公営住宅の特例入居の実施 ② 公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 ③ 生活困窮者自立支援《再掲》 ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金） ⑤ 住居確保給付金の支給
6	児童養護施設退所者などに関する支援 (1) 家庭への復帰支援 ① 児童虐待防止対策推進事業 (2) 退所等後の相談支援等 ① 未成年後見人報酬等補助 ② 児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助 ③ 児童養護施設退所者などへの貸付《再掲》 ④ あすなろサポートステーション事業《再掲》 ⑤ あすなろサポーター養成事業《再掲》 ⑥ 社会的養護自立支援事業 ⑦ 児童保護措置費《再掲》 ⑧ 施設入所児童処遇費 ⑨ 県立児童福祉施設入所者処遇費 ⑩ 障害児入所措置費 ⑪ 障害児入所給付費
7	支援体制の強化 (1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化 ① 里親支援事業《再掲》 ② 子ども人権相談室推進事業 ③ 児童相談所業務強化対策事業 ④ 虐待防止対策推進事業 ⑤ 児童相談所一時保護所心理職員雇用 ⑥ 児童相談所業務支援システム (2) 市町村などの体制強化 ① 市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 (3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進 ① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター (4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ① 母子・父子自立支援員の研修実施 ② 生活困窮者自立支援《再掲》 (5) 相談職員の資質向上 ① 母子・父子自立支援員の研修実施《再掲》 ② ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 ③ 民生委員・児童委員研修事業
III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
1	職業生活の安定と向上のための支援 (1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 * ① 働き方改革推進事業 * ② 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証
2	ひとり親に対する就労支援 (1) ひとり親家庭の親への就労支援 ① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》 ② 自立支援教育訓練給付 ③ 高等職業訓練促進給付金などの支給 ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 * ⑤ 「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 ⑥ 若年者の就業支援《再掲》 ⑦ 女性就業支援事業 ⑧ 中高年齢者の就業支援 ⑨ 労働相談事業 ⑩ 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 ⑪ 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ⑫ 離職者等委託訓練事業 (2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 ① ひとり親家庭等日常生活支援事業《再掲》 ② 子育て短期支援事業への支援 《再掲》 ③ 病児・病後児保育事業への支援《再掲》 (3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援 ① 自立支援教育訓練給付《再掲》 ② 高等職業訓練促進給付金などの支給《再掲》 * ③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付《再掲》 ④ 生活保護（生業扶助）

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援	
(1) 就労機会の確保など	① 県立職業技術校の短期課程訓練推進事業《再掲》 ② 県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 ③ 離職者等委託訓練事業《再掲》 ④ 生活保護受給者等就労自立促進事業等 * ⑤ 生活困窮者就労準備支援事業 ⑥ 技術校生等就職促進事業 ⑦ 職業訓練手当支給費 ⑧ 障害者就職促進委託訓練事業 ⑨ 障害者職業能力開発事業 ⑩ 生活保護(生業扶助)《再掲》
Ⅳ 経済的支援	
1 経済的支援	
(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など	① 児童手当口 ② 児童扶養手当口 ③ 特別児童扶養手当口 ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ⑤ 寡婦(夫)控除の見直し
(2) 養育費の確保の推進	① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター《再掲》
(3) 教育費負担の軽減	[義務教育段階の就学支援の充実]《再掲》 * ① 小中学校等就学支援事業(私立小・中学校) ② 要保護児童生徒援助費補助金(学用品・医療費・学校給食費) ③ 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 [高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減]《再掲》 ① 高等学校等就学支援金等制度(公立・私立高校) ② 高校生等奨学給付金(公立・私立高校) ③ 私立高等学校等生徒学費補助金 ④ 私立学校生徒学費緊急支援補助金 ⑤ 被災児童生徒等就学支援補助金 * ⑥ 県立児童福祉施設学校教育推進事業 ⑦ 県立学校授業料等免除制度 ⑧ 高等学校奨学金貸付金(短期臨時奨学金を除く) ⑨ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) ⑩ 生活福祉資金(教育支援資金) [生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減]《再掲》 ① 生活福祉資金(教育支援資金) * ② 生活保護(進学準備給付金) [ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減]《再掲》 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)
(4) 医療費の助成など	① ひとり親家庭等医療費助成事業 ② 小児医療費助成事業 ③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度
Ⅴ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成	
(1) 理解促進の取組み	* ① 県民向けフォーラムの開催
(2) 企業、民間団体などとの連携	* ① 地域の人材育成 * ② 民間団体などとの連携した取組み
(3) 民間団体相互のネットワークづくり	* ① 子ども支援団体の交流の機会の提供
2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化	
(1) 市町村や他機関との連携	* ① 県市町村連絡会議
(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり	* ① かながわ子ども支援協議会

「*」を付けた取組みは計画改定に伴い、新たに位置付けたもの

県のホームページなどを利用して、子どもの貧困対策の関連施策や民間団体などの取組みを情報提供し、支援を必要とする方の支援に関する情報へのアクセスを向上させます。

① 子ども応援情報（県ホームページ）

学校や日常生活、将来のことなど、様々な悩みについて、相談窓口を案内するとともに、地域の子どもの居場所の情報を掲載しています。

② ひとり親家庭総合支援情報サイト「カナ・カモミール」

ひとり親家庭の保護者や子どもたちに向けて、行政やNPOなどの総合的な支援情報の提供や支援制度を利用した方々へのインタビューを掲載しています。



③ SNS相談などを活用した情報提供

SNS相談により、相談者一人ひとりの状況に応じた情報提供を行うとともに、SNS相談のトップ画面より情報提供サイトへの案内を行います。

④ 生活困窮者自立支援制度ポータルサイト（県ホームページ）

生活に困っている方を対象とした相談窓口案内など、生活困窮者自立支援制度についての各種情報を掲載しています。

⑤ かながわ生活応援サイト（外部サイト※）

「かながわ生活応援サイト」では、生活していく上で様々な困難を抱えてしまった場合に、様々な悩み事の相談や支援を行う機関・団体を紹介しています。

※ 県とかながわ生活困窮者自立支援ネットワークの協働により開設

第5章 計画の推進と進捗管理

県における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県の関係部局や市町村、民間団体などの関係機関などと連携して取り組んでいきます。また、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置付けた構成事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、計画の進捗管理を行います。さらに、計画期間の最終年度に、取り組みの実績について検証・評価を行い、法令などの改正状況も踏まえて、計画全体の見直しを行います。

1 計画の推進

(1) 推進体制

ア 神奈川県子ども・青少年みらい本部子どもの貧困対策推進部会

県の関係部局で構成し、計画の推進、進行管理について、全庁的な視点から総合的な企画や調整を行うことにより、計画の総合的な推進を図ります。

イ 子どもの貧困対策県市町村連絡会議

県、市町村の子どもの貧困対策主管課で構成し、対策に関する意見交換や地域の実情に応じた取り組みなどの情報共有、必要に応じて県計画についての意見聴取などを行うことにより、県市町村間の連携を強化し、対策の推進を図ります。

ウ かながわ子ども支援協議会

有識者などにより構成し、県の子どもの貧困対策や計画の評価に関する意見聴取などを行うことにより、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 官公民の協働連携プロジェクトの推進

子どもの貧困対策を進めていくためには、子どもたちの身近な地域で個々のニーズに応じたきめ細かな対応をしていくことが求められています。そのためには、民間との連携や協働により、対策を推進していく必要があります。

県では、困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成することを目的として、2017年11月28日に、県、市町村、経済団体、関係団体、大学などで構成される「かながわ子どものみらい応援団」を発足しました。

この応援団を通じて、地域での支援活動が活発となるような、人材育成事業、理解促進のためのフォーラムなどの実施や、子どもの居場所や学習支援などの身近な地域活動とその活動のサポートに関心のある人や団体とをつなぐ取り組みなどを行っていきます。

2 子どもの貧困に関する指標

「子どもの貧困」は、親の稼働所得による推計値である「子どもの貧困率」のような経済的側面だけではなく、子どもの生活実態や施策の実施状況など、様々な観点から多面的にとらえる必要があります。

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するために、39の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、県の子どもの貧困の状況や施策の実施状況を把握し、その対策の効果などを検証・評

価するために指標を設定することとします。

指標の評価にあたっては、一つひとつの指標を単体で見のではなく、全体として、指標の変化を検証・評価し、施策の見直しにつなげることとします。

【子ども指標】

子どもの貧困に関連する子ども自身の状況や子どもをとりまく状況を示すもので、基本方向（P27 参照）とライフステージに沿って設定します

【行政取組み指標】

主要施策（P28、29）ごとに、行政の取組み状況を示すものとして設定し、取組みの推進を図ります。

『指標』とは・・・
物事を判断したり、評価したりするための目印



ー神奈川県子どもの貧困対策推進計画における目標の設定についてー

子ども指標については、子どもの貧困の要因は様々であり、そこから生じている課題も教育機会の確保や生活の安定、保護者の就労など多岐に渡り、それぞれが複雑に絡み合っていることから、端的な数値目標を設定することは困難だといえます。また、数値目標を設定すると、目標の対象となる子どもや保護者に過度なプレッシャーや不利益が生じるおそれがあることから、指標の数値の推移のみを把握することとし、目標の設定は行わないこととします。

一方、施策の効果が課題の改善に直結する場合は、目標を設定し、その目標を達成するよう施策に取り組むことが効果的です。そこで、行政取組み指標に関しては、目標を定めることとし、取組みの着実な推進を図ります。

○ 「教育の機会の保障」と「教育の支援」に関する指標

教育の機会の保障や教育の支援の状況を把握するため、支援を必要とする子どもの進路の状況や教育費の負担軽減に関する状況、学校内外での支援の状況などを確認します。

○ 「生活の安定」と「生活の安定に資するための支援」に関する指標

子どもや家庭の生活の安定や生活の安定に資するための支援の状況を把握するため、出産直後から支援を要する子どもを早期に発見するための取組みや、子どもの自立に向けた就労支援の状況などを確認します。

○ 「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」や「経済基盤の維持」などに関する指標

特に生活困窮の懸念があるひとり親家庭の生活の安定に向けて、ひとり親に対する母子・父子自立支援員による自立支援のための取組みや経済基盤を維持するための児童扶養手当の受給状況などを確認します。

○ 「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」に関する指標

社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりに関する状況として、機運醸成や体制強化に係る施策の実施状況を確認します。

神奈川県 子どもの貧困に関する指標

【子ども指標】

NO.	基本 方向	ライフ ステージ	設定指標		神奈川県	全国	備考
1	教育の 機会の保障	学童期～ 青年前期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率★		95.2%	93.7%	[2018 年 4 月 1 日現在]
2			児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★		98.2%	95.8%	[2018 年 5 月 1 日現在] ※政令市、中核市除く
3			就学援助率	小学校	14.4%	14.2%	[2016 年度] ※基本方向（経済基盤 の維持）にも関連
		中学校		17.5%	17.3%		
4		青年中期 以降	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率★		37.4%	36.0%	[2018 年 4 月 1 日現在]
5			児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）★		25.9%	30.8%	[2018 年 5 月 1 日現在] ※政令市、中核市除く
6			生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率★		4.9%	4.1%	[2018 年度]
7			高等学校等中途退学率★ （公立・全世帯）	全日制	1.3%	0.8%	[2018 年度]
				定時制	11.7%	9.3%	
				通信制	11.2%	6.4%	
8			高等学校等中途退学者数★ （公立・全世帯）	全日制	1,698 人	17,263 人	[2018 年度]
				定時制	817 人	7,668 人	
				通信制	414 人	3,582 人	
9	高等学校等中途退学率★ （私立・全世帯）		全日制	1.0%	1.3%	[2018 年度]	
		通信制	3.4%	5.0%			
10	高等学校等中途退学者数★ （私立・全世帯）	全日制	708 人	13,834 人	[2018 年度]		
		通信制	25 人	6,153 人			
11	高校生等奨学給付金（公立）の受給 人数・受給率※1	受給人数	14,214 人	—	[2018 年度] ※基本方向（経済基盤 の維持）にも関連		
		受給率	10.1%	—			
12	高校生等奨学給付金（私立）の受給 人数・受給率※2	受給人数	5,461 人	—	[2018 年度] ※基本方向（経済基盤 の維持）にも関連		
		受給率	7.3%	—			
13	その他	母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	修学資金	648 件	—	[2018 年度] ※基本方向（経済基盤 の維持）にも関連	
			就学支度資金	228 件	—		
14	生 活 の 安 定	妊娠期～ 乳幼児期	保育所等利用児童数・利用率 ※3	児童数	157,949 人	—	[2019 年度]
利用率			36.7%	—			
15		学童期～ 青年前期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)		0.9%	1.5%	[2018 年 4 月 1 日現在]
16			児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）		1.8%	2.4%	[2018 年 5 月 1 日現在] ※政令市、中核市除く
17		青年中期 以降	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後）		39.8%	46.6%	[2018 年 4 月 1 日現在]
18			児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）		66.7%	62.5%	[2018 年 5 月 1 日現在] ※政令市、中核市除く
19	地域若者サポートステーションの相談受付件数		3,817 件	—	[2018 年度]		
20	経済 基盤 の 維持	その他	児童扶養手当の受給資格者と児童数	受給資格者	58,037 人	—	[2018 年度]
			児童数	73,086 人	—		

注)「学童期～青年前期」は概ね小学校から中学校段階、「青年中期以降」は高等学校等段階以降を示しています。

注) ★マークは国の大綱と同じ指標です。

※1 受給人数＝県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程で高校生等奨学給付金を受給した生徒数、受給率＝（受給人数）／（5月1日時点で、県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程に在学している生徒数）

※2 受給人数＝県内私立高等学校のうち高校生等奨学給付金を受給した生徒数、受給率＝（受給人数）／（5月1日時点で、県内私立高等学校に在学している生徒数）

※3 利用率＝利用児童数／就学前児童数

【行政取組み指標】

NO.	主要 施策	設定指標	神奈川県 (全国)	目標	備考
1	教育の 支援	スクールカウンセラーの配置率★	小学校 100% (67.6%)	100%	[2018 年度] ※神奈川県の数値: 政令市除く
			中学校 100% (89.0%)	100%	
2		母子・父子自立支援員相談受付件数（児童（教育等））	1,725 件(①)	(①、②、③の合計) 17,000 件	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
3	生活の 安定に資 する ための 支援	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	33 市町村	現状維持	[2018 年度] ※子ども子育て支援交 付金を活用せずに実施 する市町村を含む
4		養育支援訪問事業の実施市町村数	30 市町村	現状より増加	
5		若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の 登録件数	—	50 件	
6	※1 就労の 支援	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)	5,617 件(②)	(「NO. 2」と同様)	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
7		母子・父子自立支援プログラム策定者数	70 名	80 名	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
8	経済的 支援	母子・父子自立支援員相談受付件数（生活援護（福祉 資金等））	9,348 件(③)	(「NO. 2」と同様)	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
9	※2 基盤 づくり	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町 村数	5市町村 (145 市町村)	23 市町村	[2019 年7月 30 日現在]
10		「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の 割合	65%	80%	[2019 年県民ニーズ 調査結果]

※1 「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」

※2 「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」

<参考数値>

NO.	主要 施策	参考数値	神奈川県	備考
1	教育の 支援	スクールソーシャルワーカーの配置人数	109 人	[2018 年度] 全国 2,377 人
2		スクールソーシャルワーカーによる対応実績 のある学校の割合	小学校★ 39.1%	[2018 年度]全国 50.9% ※神奈川県の数値: 政令 市、中核市除く
		小学校・中学校: 県内公立小・中学校のうち、補助事業を活用 した SSW による対応実績のある小・中学校の割合	中学校★ 52.3%	[2018 年度]全国 58.4% ※神奈川県の数値: 政令 市、中核市除く
		高等学校: 県立高等学校の全課程のうち、SSW による対応実 績のある県立高等学校の課程数の割合	高等学校（公立） 73.8%	[2018 年度]
3		就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援 助制度の書類を配布している市町村の割合）★	69.7%	[2017 年度] 全国 65.6%
4		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実 施状況★	小学校 21.2%	[2018 年度入学分] 全国 47.2%
			中学校 63.6%	[2018 年度入学分] 全国 56.8%
5		学校給食実施率	小学校 99.6% (99.6%)	[2018 年5月 1 日現在]
		() 内は完全給食実施率	中学校 63.7% (44.5%)	
			義務教育学校 100% (100%)	
6	生活の 安定に資 する ための 支援	地域未来塾の実施箇所数	2箇所	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
7		生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	30 市町村	[2019 年4月現在]
8		「学習支援」を実施している市町村数（市町村の独自財源）	8市町村	[2019 年度]
9		放課後子ども教室の実施箇所数	146 箇所	[2018 年度] ※政令市、中核市除く
10		放課後児童クラブの設置数	1,243 箇所	[2018 年度]
11		乳幼児健康診査の実施率	1 歳6か月 95.9%	[2017 年度] 全国(1 歳6か月 96.2%、3 歳 95.2%)
			3 歳 95.0%	
12		子ども（18 歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」を実 施している市町村数（NO.9 放課後子ども教室を除く）	19 市町村	[2019 年度]
13		地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	40.1%	[2018 年度]
14	基盤 づくり	貧困の状況にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	13 県市町村	[2018 年度]

【参考】

国の大綱で設定している指標は次のとおりです。

	指標		直近値	出所
教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
	児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
		高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	
	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）		81.7% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査
	ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	全国ひとり親世帯等調査
		高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	
	全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		中学校	58.4% (平成30年度)	
	スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		中学校	89.0% (平成30年度)	
	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）		65.6% (平成29年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度入学分)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ
		中学校	56.8% (平成30年度入学分)	
	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ
		短期大学	—	
		高等専門学校	—	
		専門学校	—	

生活の安定に資するための支援	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	生活と支え合いに関する調査（特別集計）
		子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成 29 年)	
	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成 29 年)	生活と支え合いに関する調査（特別集計）
		子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成 29 年)	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成 29 年)	生活と支え合いに関する調査（特別集計）
		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成 29 年)	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成 27 年)	国勢調査
		父子世帯	88.1% (平成 27 年)	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成 27 年)	国勢調査
		父子世帯	69.4% (平成 27 年)	
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成 27 年)	国民生活基礎調査
		全国消費実態調査	7.9% (平成 26 年)	全国消費実態調査
	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成 27 年)	国民生活基礎調査
		全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	全国消費実態調査
	ひとり親家庭のうち養育費についてので取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	全国ひとり親世帯等調査
		父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）
		父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	

本計画では、子どもの貧困に関する状況を把握するため、多面的な視点から指標を設定し、毎年、その推移を確認することとしています。一方、国は全国の子どもの貧困の実態調査や既存の公的統計の見直し、改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていくとしていることから、県においても、国や他都道府県の動向を注視しながら、今後、より適切な指標となるよう研究していきます。

資料編

資料1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正法) (2019年9月7日施行)

子どもの貧困対策の推進に関する法律

発令 : 平成25年6月26日 号外法律第64号

最終改正 : 令和1年6月19日 号外法律第41号

改正内容 : 令和1年6月19日 号外法律第41号[令和1年9月7日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

〔平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行〕

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和元年六月一九日法律第四一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和元年九月政令八九号により、令和元・九・七から施行〕

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2 「子供の貧困対策に関する大綱」（2019年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱について 〔令和元年 11 月 29 日〕 閣 議 決 定 案 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号） 第 8 条 1 項の規定に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を別紙のとおり定める。 これに伴い、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）は、廃止する。	子供の貧困対策に関する大綱 ～ 日本の将来を担う子供たちを 誰一人取り残すことがない社会に向けて ～ 令和元年 11 月
全文は、『子どもの貧困対策の推進』（内閣府ホームページ）に掲載 https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html	
目 次 第 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）・・・・・・ 1 （新たな大綱案作成の経緯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （新たな大綱の策定の目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 第 2 子供の貧困対策に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 分野横断的な基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （2）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （3）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （4）地方公共団体による取組の充実を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2 分野ごとの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （1）教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 （2）生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 （3）保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 （4）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。・・・・・・・・・・・・・・ 5 （5）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 （6）今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	第 3 子供の貧困に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 第 4 指標の改善に向けた重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1 教育の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （1）幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上・・・・・・・・・・・・・・ 7 （幼児教育・保育の無償化）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （幼児教育・保育の質の向上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 （2）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （学校教育による学力保障）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （3）高等学校等における修学継続のための支援・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高校中退の予防のための取組）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高校中退後の支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （4）大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （高等教育の修学支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （5）特に配慮を要する子供への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （児童養護施設等の子供への学習・進学支援）・・・・・・・・・・・・・・ 10 （特別支援教育に関する支援の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （外国人児童生徒等への支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （6）教育費負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （義務教育段階の就学支援の充実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 （高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）・・・・・・・・・・・・・・ 11 （生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 （ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 （7）地域における学習支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 （地域学校協働活動における学習支援等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
i	ii

(生活困窮世帯等への学習支援)	12
(8) その他の教育支援	12
(学生支援ネットワークの構築)	12
(夜間中学の設置促進・充実)	13
(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)	13
(多様な体験活動の機会の提供)	13
2 生活の安定に資するための支援	13
(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	13
(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)	13
(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)	14
(2) 保護者の生活支援	14
(保護者の自立支援)	14
(保育等の確保)	15
(保護者の育児負担の軽減)	15
(3) 子供の生活支援	15
(生活困窮世帯等の子供への生活支援)	15
(社会的養育が必要な子供への生活支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(4) 子供の就労支援	17
(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)	17
(高校中退者等への就労支援)	17
(児童福祉施設入所児童等への就労支援)	17
(子供の社会的自立の確立のための支援)	17
(5) 住宅に関する支援	18
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	18
(家庭への復帰支援)	18
(退所等後の相談支援)	18

(7) 支援体制の強化	19
(児童家庭支援センターの相談機能の強化)	19
(社会的養護の体制整備)	19
(市町村等の体制強化)	19
(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)	19
(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)	19
(相談職員の資質向上)	19
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	20
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	20
(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)	20
(2) ひとり親に対する就労支援	20
(ひとり親家庭の親への就労支援)	20
(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)	21
(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)	21
(企業表彰)	21
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	21
(就労機会の確保)	21
(親の学び直しの支援)	22
(非正規雇用から正規雇用への転換)	22
4 経済的支援	22
(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)	22
(養育費の確保の推進)	22
(教育費負担の軽減)	23

第5 子供の貧困に関する調査研究等	23
1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究	23
2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究	23
3 地方公共団体による実態把握の支援	24
第6 施策の推進体制等	24
1 国における推進体制	24
2 地域における施策推進への支援	24
3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開	25
4 施策の実施状況等の検証・評価	25
5 大綱の見直し	25
(別添) 子供の貧困に関する指標	26

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記にかかわらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものはない。

資料3 令和元年度県民ニーズ調査【課題調査】（子どもの貧困対策について）

調査期間 令和元年7月19日～8月13日

標本設計数 3,000 有効回収数（率） 1,264（42.1%）

* 「n」は、質問に対する回答者数の総数を表す。

「-」は、回答者が皆無であることを示す。

* 比率（%）の数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

問47 あなたは、「子どもの貧困」の言葉の意味を知っていますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 言葉の意味を知っている	65.0
2 意味は知らないが言葉は聞いたことがある	25.8
3 知らなかった（今回の調査で初めて聞いた）	7.0

（無回答 2.2）

「子どもの貧困」とは、17歳以下の子どもが、平均的な生活水準の半分以下の世帯で暮らしている状態を指します。

政府の調査（平成28年国民生活基礎調査）によると、日本の子どもの貧困率は13.9%で、およそ7人に1人の子どもが「子どもの貧困」の状態であるとされ、社会的な問題となっています。

問48 現在、あなたの身近（近所や職場、知人、親戚など）に、経済的に苦しく行政等による支援が必要だと思われる子どもはいますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 いる	6.6	2 いない	61.8	3 わからない	29.8
------	-----	-------	------	---------	------

（無回答 1.8）

問49 あなたは、貧困は世代を超えて連鎖している（貧困の状態で育った人の子どもも貧困におちいってしまう）と思いますか。（○は1つ）（n=1,264）（%）

1 そう思う	36.3	3 どちらともいえない	18.1	5 そう思わない	8.5
2 どちらかといえばそう思う	27.4	4 どちらかといえばそう思わない	2.5	6 わからない	5.1

（無回答 2.0）

問50 あなたは、どのような子どもに対して行政等による貧困対策の支援が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）（n=1,264）（%）

1 生活保護世帯の子ども	55.9
2 ひとり親世帯の子ども	60.1
3 児童福祉施設などに入所している子ども	65.3
4 障がいのある子ども	56.6
5 上記1～4以外の子どもで経済的な理由で生活が苦しい子ども	44.8
6 その他	3.6

（無回答 2.7）

問51 現在、神奈川県では、子どもの貧困対策に関連する施策として、ひとり親世帯に対しては、児童扶養手当、資金貸付、就労支援など、子ども・若者に対しては、高校・専門学校・大学などへの就学費の援助、相談窓口の設置など、様々な施策を行っています。

あなたは、これらの施策が子どもの貧困問題の解消のために十分だと思いますか。(○は1つ)
(n=1, 264) (%)

1 そう思う	13.0	3 どちらともいえない	24.8	5 そう思わない	14.7
2 どちらかといえばそう思う	19.9	4 どちらかといえばそう思わない	9.7	6 わからない	15.7
(無回答 2.2)					

問52 あなたが、子どもの貧困対策として重要だと思う家庭等への支援はどのようなものですか。
次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。(○は3つまで) (n=1, 264) (%)

1 子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	33.3
2 同じような悩みを持った人同士で情報交換や相談ができること	16.5
3 民生委員・児童委員※など、地域の人からの支援	17.0
4 離婚や養育費などに関する専門的な支援	10.9
5 病気や障がいのことなどに関する専門的な支援	24.4
6 親の就職のための支援	30.4
7 住宅の確保や住宅費を軽減するための支援	31.4
8 就職活動や病気、事故、冠婚葬祭などのために一時的に子どもを預けられること	9.0
9 子どもの就学にかかる費用の軽減(小学校・中学校・高校)	40.6
10 子どもの就学にかかる費用の軽減(大学・専門学校など)	22.0
11 一時的に必要な資金を借りられること	10.2
12 その他	2.1
13 わからない	3.9
(無回答 7.4)	

※ 民生委員・児童委員とは、地域住民の子育て・介護・障がい者の生活支援等に関する相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を務めています。

問53 あなたは、貧困などの困難な環境にある子どもを身近な地域で支援する活動(学習支援や居場所の提供等)について、どのように考えていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ) (n=1, 264) (%)

1 すでに活動している、または活動する予定である	1.4
2 一緒に活動したい、または協力したい	5.3
3 活動に興味を持っている	19.8
4 活動を行うことや協力することは難しい	22.4
5 これから考えたい	30.1
6 関心がない	3.2
7 その他	1.1
8 わからない	14.6
(無回答2.2)	

資料4 県内市町村における子どもの貧困対策に関する計画の策定状況

県内市町村

(令和2年2月末現在)

市町村名	計画の形態		策定年月	計画名
	貧困	他計画		
横浜市	○		平成28年3月	横浜市子どもの貧困対策に関する計画
川崎市		○	平成30年3月	川崎市子ども・若者の未来応援プラン
相模原市		○	平成27年3月	相模原子ども応援プラン 相模原市子ども・子育て支援事業計画
平塚市		○	平成30年2月	平塚市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し版)
箱根町		○	平成27年3月	箱根町子ども・子育て支援事業計画

(5市町村/33市町村)

貧困…子どもの貧困対策単独計画として策定

他計画…子ども・子育てに関する計画に位置付けて策定



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課
231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 (045)210-4666 (直通)